

宮城県中小企業・小規模事業者振興基本計画（第二期）

（平成31年度～平成33年度）

平成31年3月
宮城県

宮城県中小企業・小規模事業者振興基本計画（第二期）の策定に当たって



宮城県の中小企業・小規模事業者は、企業数の99.8%、従業者数の85.1%を占め、ものづくりや商品・サービスの提供を通じて県経済の発展と雇用の柱として県民生活の向上に大きく貢献しています。県では県政運営の理念として「富県共創！活力とやすらぎの邦（くに）づくり」を掲げており、その実現のためには、中小企業・小規模事業者の更なる成長・発展が欠かせません。

そのため、中小企業・小規模事業者の振興を県政の最重要課題の一つとして位置付けるとともに、支援する施策の総合的な推進を図るために、平成27年7月に「中小企業・小規模企業の振興に関する条例」を制定しました。また、本条例に基づく中小企業・小規模事業者の振興に関する基本的な計画として、平成28年3月に「宮城県中小企業・小規模事業者振興基本計画」を策定し、様々な支援団体、金融機関や市町村などと連携しながら、中小企業・小規模事業者の創意工夫や自主的な取組みを支援し、持続的な発展や地域を牽引する中堅企業への成長が図られるよう様々な施策を展開してきたところです。

計画策定から3年が経過する中、依然として継続する東日本大震災による影響や、東京電力福島第一原子力発電所事故による風評被害に加え、人手不足の深刻化や経営者の高齢化など、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。さらに、環太平洋パートナーシップ（TPP）や日欧の経済連携協定（EPA）の発効、外国人材の受入れなど近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、このたび本計画の改定を実施しました。

なお、改定にあたっては、第一期基本計画の実施状況の検証や振興施策を考える上での着眼点の整理、重点的な取組の見直し等を行い、また、その際には、商工会・商工会議所などの支援団体や金融機関、事業者の方々をはじめ、多くの皆様に貴重な御意見をいただきました。改めて皆様に感謝申し上げます。

今後も毎年度検証を行ない、その結果を新たな支援策や計画に反映させてまいりますので、県民の皆様の御理解とお力添えをお願い申し上げます。

平成31年3月

宮城県知事 村井 嘉浩

目次

はじめに

- 1 第二期基本計画の策定趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 基本計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 県の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 6 基本計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (参考)「関係機関」等の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

I 第一期基本計画の実施状況の検証

- 1 第一期基本計画の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 第一期基本計画の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 第二期基本計画における施策の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (参考) 支援施策に対して関係機関から多く寄せられた意見・・・・・・ 10

II 本県の中小企業・小規模事業者の現状

- 1 中小企業・小規模事業者の実態
 - (1) 企業数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
 - (2) 企業従業者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
 - (参考)「中小企業」と「小規模事業者」について・・・・・・・・・・ 1 1
 - (3) 業種別企業等数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
 - (4) 業種別従業者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
- 2 日本を取り巻く社会経済情勢と宮城県の現状
 - (1) 日本を取り巻く社会経済情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3
 - (2) 宮城県の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7
- 3 中小企業・小規模事業者に関する法律制定及び改正・・・・・・・・・・ 2 3
- 4 東日本大震災による中小企業・小規模事業者への影響・・・・・・・・ 2 3
- 5 中小企業・小規模事業者の震災復興に関するデータ・・・・・・・・・・ 2 4

III 中小企業・小規模事業者振興のあり方について

- 1 関係機関の意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5
- 2 中小企業・小規模事業者の振興施策を考える上での着眼点
 - (1) 伴走型による切れ目のない一貫した支援を推進する・・・・・・・・ 2 6
 - (2) 関係機関との連携をより一層深める・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6
 - (3) 中小企業・小規模事業者の実情や課題などを把握する・・・・・・・・ 2 6
 - (4) 事業者に対して支援施策に関する情報が確実に伝わるようにする・・ 2 6
 - (5) 施策の見直しと中小企業・小規模事業者が
施策を利用する際の負担軽減に配慮する・・・・・・・・・・・・・・ 2 7

3	中小企業・小規模事業者の振興に係る重点的な取組	
(1)	小規模事業者への目配りの利いた支援	27
(2)	雇用確保に向けた幅広い支援	27
(3)	事業承継対策への集中的な支援	27
(4)	地域活性化のための創業・第二創業の促進に向けた支援	28
(5)	販路の確保・拡大に向けた積極的な支援	28
(6)	沿岸地域産業の持続的発展と再生	28
IV	具体的な施策と取組	
1	経営の革新等	29
2	国内外における販路開拓等及び受注機会の確保	30
3	産学官金の連携等による技術及び新商品の開発等の促進	32
4	資金の供給の円滑化	33
5	人材の育成及び確保並びに雇用環境の整備の促進	34
6	産業の集積等	37
7	商業の振興等	39
8	地域資源の活用等	40
9	事業承継への支援	42
10	災害発生後における支援	43
V	計画の進行管理	
1	推進にあたっての関係機関との連携	45
2	施策の展開のための情報発信	45
3	実施状況の公表と基本計画の見直し	
(1)	基本計画の公表	45
(2)	施策の実施状況の検証と公表	45
(3)	基本計画の見直し	45
	(参考)	
○	中小企業・小規模企業の振興に関する条例	46
○	宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画の主な指標	49
○	「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に 関する法律の一部を改正する法律（小規模支援法）」の概要	50

はじめに

1 第二期基本計画の策定趣旨

本県では、総合計画である「宮城の将来ビジョン」のほか、平成23年度には東日本大震災からの10年間の復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を、平成27年度には「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略として「宮城県地方創生総合戦略」を策定しています。

中小企業・小規模事業者の振興については、本県の産業活力の源泉であり、地域社会を支える重要な存在であることから、議員提案により「中小企業・小規模企業の振興に関する条例」（以下「条例」という。）が平成27年7月に公布・施行されるとともに、条例第23条に基づき、平成28年3月に「中小企業・小規模事業者振興基本計画」（計画期間：平成28年度～平成30年度）（以下「第一期基本計画」という。）を策定し、中小企業・小規模事業者の振興と持続的発展のため、支援施策の総合的な推進を図ってきました。

第一期基本計画の計画期間が終期を迎えることから、平成31年度～平成33年度までを新たな計画期間とする「中小企業・小規模事業者振興基本計画」（第二期）（以下「第二期基本計画」という。）として改訂することとし、この第二期基本計画においては、条例に定める支援団体や金融機関等、市町村などの関係機関からの意見を十分に踏まえるとともに、これまでの支援施策の成果と課題を踏まえ、引き続き条例の基本理念にのっとり、中小企業・小規模事業者の振興が図られるよう総合的な支援施策を展開していきます。

2 基本計画の性格

本基本計画は、「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」の個別計画の性格を有しています。また、県の産業施策に関する他計画との関係では、各々の分野における産業振興の方針等に関しては、個別計画によって推進することとし、本基本計画では、中小企業・小規模事業者への支援のあり方等について総合的な調整を図り、個別計画と相互に連携しながら計画目的の達成を目指していきます。

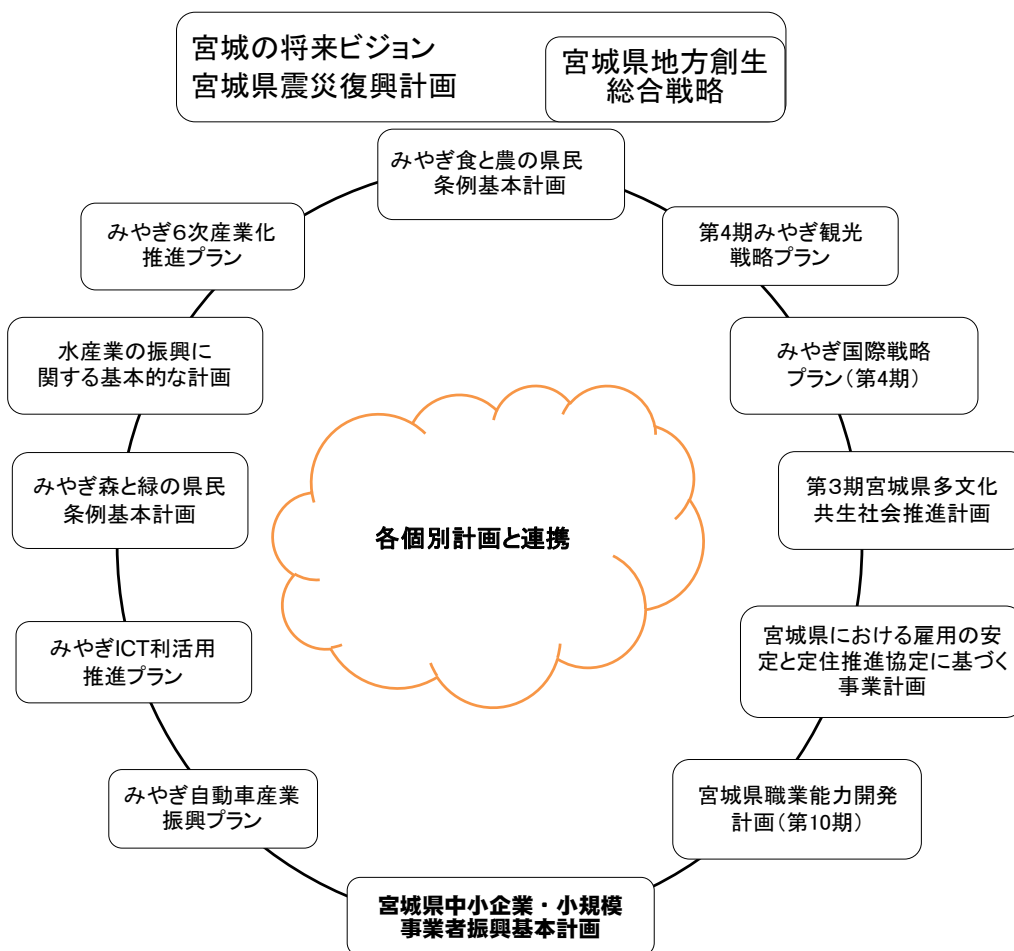
なお、宮城の将来ビジョン及び宮城県震災復興計画のアクションプランである「みやぎの将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画（発展期：平成30年度～32年度）」の主な指標としては、次のようなものがあります。

【実施計画の主な指標】

目標指標等	当初	現況値	目標
製造品出荷額等（高度電子機械産業分）	11,868億円(H19年)	11,644億円(H28年)	11,164億円(H32年)
製造品出荷額等（自動車産業分）	1,672億円(H19年)	4,155億円(H28年)	4,346億円(H32年)
観光客入込数	5,679万人(H20年)	6,066万人(H27年)	7,000万人(H32年)

また、県の産業施策に関する他計画との関係では、それぞれの分野における産業振興の方針等に関しては主に個別の計画によって検討することとし、中小企業・小規模事業者への支援のあり方などに関しては主に本基本計画によって検討されており、相互連携しながら計画の実現を目指します。

宮城県中小企業・小規模事業者振興基本計画の位置付け



3 基本理念

条例第3条において、中小企業・小規模事業者の振興は、以下の点を基本理念とした上で推進することとされています。

- 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業の創意工夫及び自主的な取組を支援することを基本として推進されなければならない。
- 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が本県経済の発展に寄与し、雇用の場を創出するなど、県民生活の向上に大きく貢献する重要な存在であるということ踏まえ推進されなければならない。
- 中小企業・小規模企業の振興は、多様な人材、豊かな自然、高い技術力その他の地域資源の持続的かつ積極的な活用を図ることにより推進されなければならない。
- 中小企業・小規模企業の振興は、産学官金の連携を基本とし、中小企業・小規模企業に関係するものが相互に連携することにより推進されなければならない。
- 中小企業・小規模企業の振興は、特に経営資源の確保が困難である小規模企業者に配慮して推進されなければならない。
- 東日本大震災からの中小企業・小規模企業の復興及び災害が発生した場合における中小企業・小規模企業の復旧・復興は、県民及び中小企業・小規模企業に関係する全てのものが相互に連携し、協調することにより推進されなければならない。

4 県の責務

条例第4条において、県は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模事業者の振興に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有するとされており、その項目については、条例第11条から第22条までに掲げられています。

- **経営の革新等（第11条）**
 - ・経営の革新、経営基盤の強化、創業や新たな事業の創出促進のための相談及び支援の体制の整備、必要な情報の提供など
- **国内外における販路の開拓等及び受注機会の確保（第12条）**
 - ・販路の開拓・取引拡大支援のための取引機会の提供や、相談・支援の体制の整備など
 - ・県工事発注や物品・役務調達の際の、中小企業・小規模事業者の受注機会の確保
- **産学官金の連携等による技術及び新商品の開発等の促進（第13条）**
 - ・中小企業・小規模事業者の技術・新商品の開発促進のための産学官金の連携の促進や、企業間の連携の促進など
- **資金の供給の円滑化（第14条）**
 - ・中小企業・小規模事業者に対する資金供給の円滑化を図るための融資制度の充実など
- **人材の育成及び確保並びに雇用環境の整備の促進（第15条）**
 - ・事業活動を担う人材育成と確保を図るための勤労観・職業観の醸成や、就業に対する意識の啓発、職業能力開発の促進など
 - ・ワーク・ライフ・バランス等に配慮した雇用環境整備の促進を図るための情報の提供、経営管理者への啓発など
- **産業の集積等（第16条）**
 - ・中小企業・小規模事業者の振興を図るための地域特性に応じた企業立地促進など
- **商業の振興等（第17条）**
 - ・商業を振興するための商店街の活性化や、まちづくりの推進を図る活動の支援など

- **地域資源の活用等（第18条）**
 - ・農商工等連携による事業活動の促進や技術の継承支援などの多様な地域資源の活用による振興
- **事業承継への支援（第19条）**
 - ・円滑な事業承継のための後継者の育成支援やマッチングによる支援など
- **災害発生後における支援（第20条）**
 - ・中小企業・小規模事業者が、東日本大震災からの復興を図るのに必要な施策の実施
 - ・地震その他の災害の発生後においても、中小企業・小規模事業者が速やかに復旧・復興を図り、事業を継続することができるような施策の実施
- **小規模企業者への配慮（第21条）**
 - ・上記の施策を行う際の小規模事業者への特段の配慮と小規模事業者が事業の持続的発展を図るための経営に関する支援体制の整備を促進するなど
- **市町村への支援（第22条）**
 - ・中小企業・小規模事業者支援施策に係る市町村への情報提供や、市町村における関連条例・計画の策定に向けた支援

5 計画期間

第二期基本計画の計画期間は、経済情勢の変化等に的確に対応するため、平成31年度から平成33年度までの3年間とします。

6 基本計画の推進

条例においては、県の責務のみならず、「中小企業・小規模企業支援団体の役割（第6条）」、「金融機関等の役割（第7条）」、「教育機関等の役割（第8条）」及び「大企業者の役割（第9条）」が定められています。

第二期基本計画の推進にあたっては、引き続き、毎年度支援団体をはじめとする関係機関との意見交換等により施策の検証を行いながら、お互いの役割を踏まえて共に協力し合い施策を推進していきます。

（参考）「関係機関」等の定義

本計画において、「関係機関」等の用語及び機関名については、以下のとおり整理しています。

なお、「中小企業・小規模企業支援団体」、「金融機関等」及び「教育機関等」については条例の定義に基づきます。（巻末資料参照）

		機関名（下線のある機関は条例に記載されているもの）
関係機関	中小企業・小規模企業支援団体	<u>商工会</u> 、 <u>宮城県商工会連合会</u> 、 <u>商工会議所</u> 、 <u>宮城県商工会議所連合会</u> 、 <u>宮城県中小企業団体中央会</u> 、 <u>公益財団法人みやぎ産業振興機構</u> 、 <u>宮城県事業引継ぎ支援センター</u> 、 <u>よろず支援拠点</u> 、 <u>中小企業基盤整備機構東北本部</u> 、 <u>一般社団法人みやぎ工業会</u> 、 <u>その他の中小企業・小規模企業の支援を行う団体</u>
	金融機関等	<u>銀行</u> 、 <u>信用金庫</u> 、 <u>宮城県信用金庫協会</u> 、 <u>信用協同組合</u> 、 <u>宮城県信用組合協会</u> 、 <u>日本政策金融公庫</u> 、 <u>商工組合中央金庫</u> 、 <u>その他の金融業を行う者</u> 、 <u>宮城県信用保証協会</u>
	教育機関等	<u>大学</u> 、 <u>高等専門学校</u> 、 <u>その他の教育機関</u> 、 <u>大学共同利用機関</u> 、 <u>その他の研究機関</u> 、 <u>公共職業能力開発施設</u>
	行政	<u>東北経済産業局</u> 、 <u>宮城労働局</u> 、 <u>各市町村</u>

I 第一期基本計画の実施状況の検証

「宮城県中小企業・小規模事業者振興基本計画」の推進に当たり、県はこれまで県内の中小企業・小規模事業者の現状や関係機関からの意見聴取の結果などを踏まえ、各種支援施策を実施してきました。

1 第一期基本計画の実施状況

施策1 経営の革新等

中小企業等の経営の革新、経営基盤の強化、創業及び新たな事業の創出を促進するため、相談及び支援体制の整備や新商品・新サービス開発への助成、情報の提供等の支援を実施しました。

特に、「小規模事業者伴走型支援体制強化事業」等による小規模事業者への伴走型支援体制の強化に向けた支援や創業支援施策については、支援団体及び事業者から高い評価を得ており、小規模事業者の持続的経営に向けた販路開拓や経営革新の促進に効果的であったことから、引き続きこれらの支援を継続していく必要があります。

小規模事業者伴走型支援体制強化事業実績（平成30年度の数値は、平成30年12月末現在）

	H28	H29	H30
セミナー（回数）	51	56	35
個別指導（回数）	389	289	480
個別指導（支援企業数）	252	169	249

スタートアップ加速化支援事業実績（旧被災地再生創業支援事業）

	H28	H29	H30
創業件数	14件	45件	45件

施策2 国内外における販路の開拓及び受注機会の確保

中小企業等の販路開拓及び取引拡大の支援のため、取引機会の提供、相談及び支援の体制の整備等を実施しました。また、工事の発注等において、中小企業等の受注機会の確保に努めました。

専門家の派遣をはじめ、「商談会開催支援事業」等による商談会開催への助成やフォローアップ経費補助など販路開拓や新商品開発に向けた支援については、被災地等の事業者から高く評価されており、引き続きこれらの支援を継続していく必要があります。

商談会開催支援事業（数値は平成29年度実績）

	商談数	成約率	企業数
個別商談会	207	23.7%	ハイヤー13社、サブライヤー211社
集団型商談会	277	22.4%	ハイヤー33社、サブライヤー119社
被災地ツアー現地商談会	246	15.9%	ハイヤー45社、サブライヤー73社

施策3 産学官金の連携

中小企業等の技術及び新商品の開発等の促進を図るため、産学官金の連携の促進、企業間の連携促進等の支援を実施しました。

特に、「KCみやぎ推進事業」などは、産学官のネットワークを活用し企業の技術的課題の解決や基盤技術の底上げにつながるなどの評価が高く、地元企業の競争力向上や新産業の創出に効果的であり、引き続き、同事業をはじめとして産学官金の連携の促進を支援していく必要があります。

KCみやぎ推進事業（数値は平成29年度実績）

	支援実績
企業からの学術機関に対する相談件数	717件
産学共同研究会	9件

施策4 資金供給の円滑化

中小企業等に対する資金の供給の円滑化を図るため、中小企業等を対象とする融資制度の充実等を図りました。特に、東日本大震災からの復旧・復興に係る制度融資については事業者及び支援団体から高い評価を得ているとともに、支援の継続についての要望も多く、復興の進捗に応じたきめ細かな対応が求められています。

震災からの復旧・復興支援事業（数値は平成29年度実績）

	件数	金額
中小企業等グループ設備等復旧整備資金貸付事業	貸付決定 35件	1,389,090千円
中小企業経営安定資金等貸付金	新規融資 278件	4,603,923千円

施策5 人材の育成及び確保並びに雇用環境の整備の促進

中小企業等を担う人材の育成及び確保を図るため、勤労観・職業観の醸成、就業意識啓発、職業能力開発の促進等への支援を実施しました。また、雇用環境の整備促進を図るため、女性や若者、障害者等が働きやすい職場環境の整備やインターンシップ等による就職支援などの取組を行いました。

しかしながら、人口減少や求職・求人のミスマッチ等により、全県的に人手不足が深刻化しており、県内の中小企業等にとって、雇用の確保は喫緊の課題となっていることから、対応を強化する必要があります。

人材育成及び就職支援事業（数値は平成29年度実績）

	支援実績	
プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業	新規企業訪問 219件	成約 104件
若年者就職支援ワンストップセンター設置事業	利用者数 7,432人	出前ジョブカフェ 4地域
障害者雇用アシスト事業（就職件数）	北エリア 172人	南エリア 109人

施策6 産業の集積等

地域特性に応じた産業の集積等により中小企業等の振興を図るため、企業立地の促進等を推進しました。県内では、自動車関連産業や高度電子機械産業をはじめとした企業立地が進んでおり、将来的には地元中小企業等との取引拡大等が期待されることから、引き続き誘致企業と地元中小企業等との取引拡大に向けた取組が必要となっています。

自動車関連産業特別支援事業実績（数値は平成29年度実績）

	支援実績
県内企業の新規受注件数	45件
展示商談会開催，出展支援	5件（延べ118社展示）
自動車技術研修参加企業	95社
生産現場改善	個別7社，集合62社

施策7 商業の振興等

商業の振興等を図るため，商店街の活性化やまちづくりの推進を図る活動の支援，被災した中小企業者への支援等を実施しました。支援団体からは，空き店舗対策等の商店街支援施策について一定の評価の声があるものの，商店の減少により高齢者等の買い物弱者の増加を懸念する意見などがあることから，買い物弱者対策や地元商店街の振興に向けた取組の充実・強化が求められています。

小規模事業者伴走型支援体制強化事業実績（平成30年度の数値は，平成30年

12月末現在）【再掲】

	H28	H29	H30
セミナー（回数）	51	56	35
個別指導（回数）	389	289	480
個別指導（支援企業数）	252	169	249

施策8 地域資源の活用等

多様な地域資源の活用等により中小企業等の振興を図るため，農商工等連携や6次産業化による事業活動の促進や交流人口の増加に向けた取組を支援しました。農林水産資源や観光資源を活用した振興施策については，地域活性化に効果的であるとの評価がある一方で，支援団体等からは縦割り行政の改善やインバウンドの受入体制整備の支援拡充などの意見があることから，これまで以上に関係機関の連携を図るとともに，インバウンド等の誘客促進に向けた支援の拡充・強化に取り組んでいく必要があります。

アグリビジネス・チャレンジ支援事業実績（数値は平成29年度実績）

	支援実績
アグリビジネス経営者養成講座	講座6回 受講者55人
アグリビジネス経営体育成支援	77経営体

みやぎの農商工連携・6次化産業強化事業実績（数値は平成29年度実績）

	支援実績
商品開発支援	14件
販路・取引拡大支援	3件

インバウンド誘客促進事業実績（数値は平成29年度実績）

主な取組
ミシュランガイド宮城 2017 特別版の Web による情報発信
中国を対象とした訪日外国人旅行者誘客促進（旅番組制作 4 本，旅行商品造成 2 件）
宮城オルレ推進事業（済州オルレとの協定締結，気仙沼・唐桑及び奥松島コースのオープン（平成30年度））

施策 9 事業承継の支援

中小企業等が円滑に事業の承継を行うことができるよう，商工会・商工会議所，金融機関等宮城県事業承継ネットワーク構成機関による事業承継診断を通じて，早期準備を促すとともに，宮城県事業引継ぎ支援センターと連携して第三者承継やM&A支援を実施しました。今後も，同ネットワークによるニーズの掘り起こしの強化や，国の事業である専門家派遣，第三者承継やM&A支援を活用するほか，事業承継税制等の支援策を周知するなど，関係機関と連携して事業承継支援に取り組んでいく必要があります。

事業承継支援事業実績（数値は平成29年度実績）

	支援実績
事業承継ネットワーク構成機関による事業承継診断件数	963 件
事業引継ぎ支援センターによる相談受付件数	150 件
事業承継税制認定件数	4 件

施策 10 震災発生後における支援

中小企業等が震災からの復興を早期に図ることができるよう必要な支援施策を実施しました。グループ補助金等の支援施策については，事業者・支援団体ともに高い評価の声がある一方で，復興の進捗に関して地域や業種によりバラツキが見られることから，地域の実情に合わせたきめ細かな支援施策を継続していく必要があります。

復興企業相談助言事業（数値は平成29年度実績）

	支援実績
相談助言事業	支援件数 35 社（186 回）
フォローアップ事業	支援企業数 324 社（542 回） セミナー開催 3 回

震災からの復旧・復興支援事業（数値は平成29年度実績）【再掲】

	件数	金額
中小企業等グループ設備等復旧設備資金貸付事業	貸付決定 35 件	1,389,090 千円
中小企業経営安定資金等貸付金	新規融資 278 件	4,603,923 千円

2 第一期基本計画の評価

条例及び基本計画の策定により、県の責務や中小企業・小規模事業者に関する振興の方向性が明らかになり、支援施策や取組の全体が「見える化」されました。また、条例に基づき毎年度実施している施策の検証作業により、商工会や商工会議所等の支援団体との意見交換を通じて、地域の中小企業等の経営実態を把握するとともに、現場の意見を吸い上げて県の施策に反映させる仕組みが構築されました。これらはいずれも大きな成果であるといえます。

基本計画に掲げている各種施策については、同計画に掲げる着眼点を踏まえた取組が浸透しつつあり、例えば伴走型支援などの取組については事業者や支援団体から高い評価を得ているなど、概ね効果的に活用されています。

一方で、事業者や支援団体からは、人口減少や求職・求人のミスマッチ等による人手不足、経営者の高齢化や後継者不足による廃業を防ぐための事業承継の推進、地域経済の活性化を図るための新たな創業・第二創業の促進などが喫緊の課題であるとの意見を多くいただいています。

このため、生産性向上等による人材の適正配置、職場環境の改善や首都圏の人材とのマッチング等による労働力確保に向けた支援、「事業承継ネットワーク」を活用した支援制度の周知や事業承継診断等による事業承継の推進に向けた支援、また、地域における創業を促進していくための創業支援機能の面的強化などに取り組んでいく必要があります。

第二期基本計画においては、上記を踏まえ、引き続き、関係機関が数多く展開している各種の支援施策が効果的に活用される環境づくりに努めていくとともに、特に下記の点に留意して支援施策を推進していくこととします。

3 第二期基本計画における施策の方向性

第二期基本計画においては、中小企業・小規模事業者を取り巻く現状や関係機関等からの意見を踏まえ、特に以下に掲げる視点に留意して支援施策を展開していきます。

なお、伴走型による切れ目のない一貫した支援については、施策を実施する上で、全体に共通する基本的な姿勢となるものです。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">★ 伴走型による切れ目のない一貫した支援○ 雇用確保に向けた幅広い支援○ 事業承継に対する集中的な支援○ 地域活性化のための創業・第二創業の促進 |
|---|

(参考) 支援施策に対して関係機関から多く寄せられた意見

(1) 支援団体からの意見

- ・創業や事業承継に係る支援の拡充に対する期待
- ・支援団体のネットワーク構築に関する意見
- ・人材不足・確保に関する厳しい現状認識の声
- ・魅力ある職場づくりや地元企業の情報発信を通じた人材の確保
- ・省力化のための設備導入や労働生産性の向上に向けた支援

(2) 商工団体等からの意見

- ・沿岸部では、復興に関する支援施策の継続や、復興の進捗に伴う新たな課題等への対応
- ・内陸部では、人口減少や商工会等の会員企業数の減少などによる地域活力の低下への懸念、経営者の高齢化等による後継者問題への対応に苦慮

(3) 金融機関等からの意見

- ・復興事業に関しては、二重債務対策（債権買取）の取組への評価
- ・事業承継に関しては、専門部署の設置やセミナーの開催等を行っているが、非常に難しい問題であるとの意見
- ・事業承継ネットワークとの連携強化に関する意見

II 本県の中小企業・小規模事業者の現状

1 中小企業・小規模事業者の実態

(1) 企業数

本県の企業数合計に占める中小企業数の構成比は99.8%、小規模事業者数の構成比が84.4%と、全国と同様に高い比率となっています。

	年	中小企業				大企業		企業数合計
		企業数	構成比 (%)	うち小規模事業者		企業数	構成比 (%)	
				企業数	構成比 (%)			
全国	2009	4,201,264	99.7	3,665,361	87.0	11,926	0.3	4,213,190
	2012	3,852,934	99.7	3,342,814	86.5	10,596	0.3	3,863,530
	2014	3,809,228	99.7	3,252,254	85.1	11,110	0.3	3,820,338
宮城県	2009	71,928	99.8	62,968	87.3	163	0.2	72,091
	2012	59,565	99.8	51,274	85.9	135	0.2	59,700
	2014	61,685	99.8	52,151	84.4	134	0.2	61,819

資料：中小企業白書（2018年版）

(2) 企業従業者数

本県の従業者数に占める中小企業の従業者数の構成比は、85.1%、小規模事業者の従業者数の構成比が29.7%と、いずれも全国より高い比率となっています。

	年	中小企業				大企業		従業者数合計
		従業者数	構成比 (%)	うち小規模事業者		従業者数	構成比 (%)	
				従業者数	構成比 (%)			
全国	2009	33,144,529	69.0	12,817,298	26.7	14,888,847	31.0	48,033,376
	2012	32,167,484	69.7	11,923,280	25.8	13,971,459	30.3	46,138,943
	2014	33,609,810	70.1	11,268,566	23.5	14,325,652	29.9	47,935,462
宮城県	2009	544,448	84.1	218,884	33.8	102,743	15.9	647,191
	2012	496,876	85.1	186,263	31.9	86,865	14.9	583,741
	2014	532,834	85.1	185,735	29.7	93,375	14.9	626,209

資料：中小企業白書（2018年版）

(参考)「中小企業」と「小規模事業者」について

中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」をいいます。また、小規模事業者とは、同条第5項の規定に基づく「小規模企業者」をいいます。「中小企業者」、「小規模企業者」については、具体的には、下記に該当するものを指します。

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業その他の業種(②から④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

(3) 業種別企業等数

本県の業種別企業等の構成比は、全国と同じような傾向にはありますが、全国に比べて製造業の割合が低く、建設業等の割合が高くなっています。

全国				宮城県			
順位	業種	企業等数	構成比	順位	業種	企業等数	構成比
1	卸売業、小売業	900,284	23.6%	1	卸売業、小売業	14,673	23.7%
2	宿泊業、飲食サービス業	545,040	14.3%	2	建設業	8,801	14.2%
3	建設業	455,553	11.9%	3	宿泊業、飲食サービス業	8,214	13.3%
4	製造業	415,296	10.9%	4	生活関連サービス業、娯楽業	6,917	11.2%
5	生活関連サービス業、娯楽業	382,846	10.0%	5	不動産業、物品賃貸業	5,525	8.9%
6	不動産業、物品賃貸業	319,517	8.4%	6	製造業	4,233	6.8%
7	医療、福祉	210,584	5.5%	7	医療、福祉	3,340	5.4%
8	学術研究、専門・技術サービス業	189,077	4.9%	8	学術研究、専門・技術サービス業	3,050	4.9%
9	サービス業（他に分類されないもの）	139,161	3.6%	9	サービス業（他に分類されないもの）	2,540	4.1%
10	教育、学習支援業	107,608	2.8%	10	教育、学習支援業	1,830	3.0%
11	運輸業、郵便業	73,387	1.9%	11	運輸業、郵便業	1,511	2.4%
12	情報通信業	45,787	1.2%	12	金融業、保険業	539	0.9%
13	金融業、保険業	30,218	0.8%	13	情報通信業	530	0.9%
14	複合サービス事業	3,493	0.1%	14	複合サービス事業	66	0.1%
15	鉱業、採石業、砂利採取業	1,458	0.0%	15	鉱業、採石業、砂利採取業	35	0.1%
16	電気・ガス・熱供給・水道業	1,029	0.0%	16	電気・ガス・熱供給・水道業	15	0.0%
	合計	3,820,338	100.0%		合計	61,819	100.0%

資料：中小企業白書（2018年版）、平成26年経済センサス基礎調査

(4) 業種別従業者数

本県の業種別従業者数の構成比は、全国と同じような傾向にはありますが、全国に比べて情報通信業、金融業、保険業等の割合が低く、建設業等の割合が高くなっています。

全国				宮城県			
順位	業種	従業者数	構成比	順位	業種	従業者数	構成比
1	卸売業、小売業	10,979,083	22.9%	1	卸売業、小売業	152,777	24.4%
2	製造業	9,765,960	20.4%	2	製造業	92,554	14.8%
3	宿泊業、飲食サービス業	5,180,811	10.8%	3	建設業	86,667	13.8%
4	サービス業（他に分類されないもの）	3,862,757	8.1%	4	宿泊業、飲食サービス業	60,555	9.7%
5	建設業	3,803,015	7.9%	5	サービス業（他に分類されないもの）	45,118	7.2%
6	運輸業、郵便業	3,108,536	6.5%	6	運輸業、郵便業	41,882	6.7%
7	生活関連サービス業、娯楽業	2,339,156	4.9%	7	生活関連サービス業、娯楽業	34,321	5.5%
8	医療、福祉	1,877,757	3.9%	8	医療、福祉	27,531	4.4%
9	情報通信業	1,558,923	3.3%	9	不動産業、物品賃貸業	22,351	3.6%
10	不動産業、物品賃貸業	1,439,957	3.0%	10	学術研究、専門・技術サービス業	17,744	2.8%
11	学術研究、専門・技術サービス業	1,419,934	3.0%	11	電気・ガス・熱供給・水道業	14,161	2.3%
12	金融業、保険業	1,243,898	2.6%	12	情報通信業	11,587	1.9%
13	教育、学習支援業	717,424	1.5%	13	教育、学習支援業	9,622	1.5%
14	複合サービス事業	416,469	0.9%	14	金融業、保険業	8,705	1.4%
15	電気・ガス・熱供給・水道業	200,464	0.4%	15	鉱業、採石業、砂利採取業	435	0.1%
16	鉱業、採石業、砂利採取業	21,318	0.0%	16	複合サービス事業	199	0.0%
	合計	47,935,462	100.0%		合計	626,209	100.0%

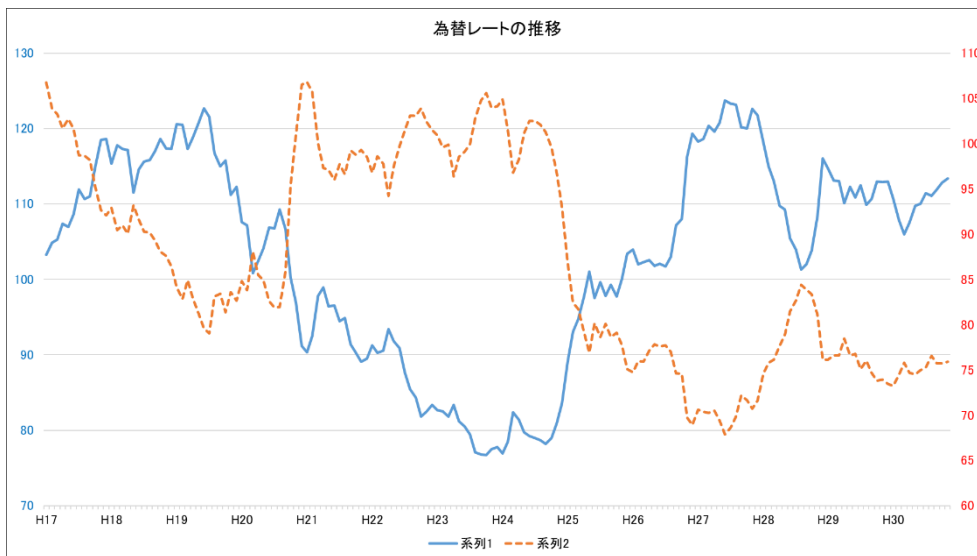
資料：中小企業白書（2018年版）、平成26年経済センサス基礎調査

2 日本を取り巻く社会経済情勢と宮城県の現状

(1) 日本を取り巻く社会経済情勢

① 為替の動向

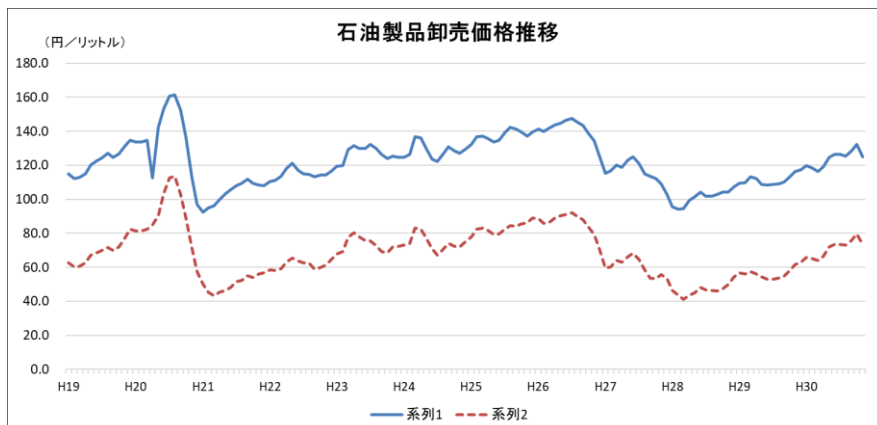
日本銀行が公表している平成22年を100とした実質実効為替レート指数では、リーマンショックの影響を受けて急速な円高が進んだとされる平成20年後半にかけて大きく上昇し、その後、平成24年までは概ね横ばい圏内で推移していました。同年12月から大きく円安に転じたため、一時は70を割り込みましたが、平成27年の後半から若干の上昇を見せ、近年では75前後を推移しています。近年の円安については、外貨建てによる貿易を行った場合、輸出に関しては有利に働きますが、製品や原材料の輸入に関しては価格の上昇が避けられません。原材料等の上昇分について、生産性の改善、経営改善を行いながら適正な転嫁を行うことが課題とされています。



資料：日本銀行「為替相場（東京インターバンク相場）」

② 石油製品卸売価格の推移

資源エネルギー庁の「石油製品価格調査」（元売会社の特約店向け卸価格（消費税抜き））によると、レギュラーガソリンは平成20年に一時161円を超える急騰を見せた後に、世界同時金融恐慌等を原因に急落し、その後平成26年7月の147円超まで上昇を続けました。以降、新興国需要の落ち込みやシェールオイルの増産などによる原油価格下落に伴いガソリン価格も下落しましたが、平成28年2月以降は再び上昇を続けており、製造業、運送業、農林水産業をはじめとした幅広い業種に影響が及んでいます。



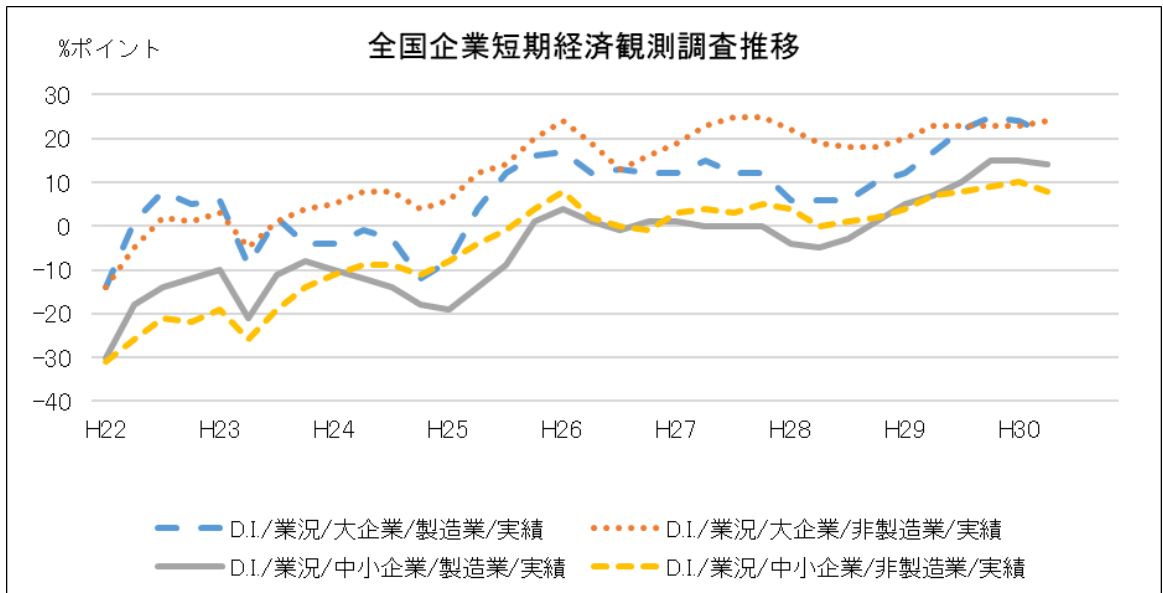
資料：資源エネルギー庁「石油製品価格調査」

③消費税率引き上げの影響

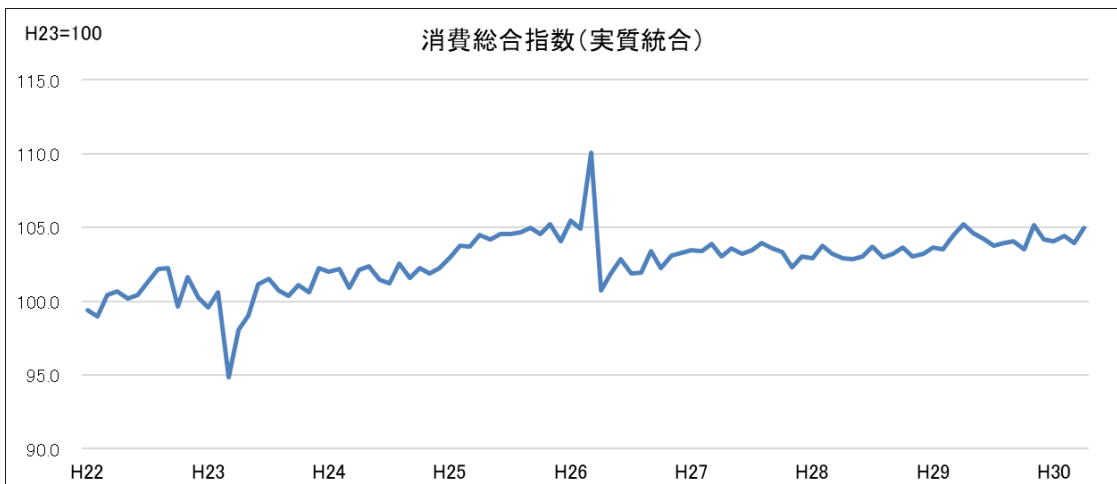
日本銀行の「全国企業短期経済観測調査」による業況判断D I（最近の業況について「良い」と答えた企業の割合（％）から、「悪い」と答えた企業の割合（％）を引いたもの）では、平成25年以降上昇を続けていましたが、平成26年4月の消費税率引き上げによる影響などから低下しました。その後、平成28年度に一度落ち込みましたが、おおむね消費税率引き上げ前の水準に回復しています。

また、内閣府の「消費総合指数」では、消費税率引き上げ前の平成26年3月において前月から急増し、引き上げ後の4月には急激に減少しました。その後、緩やかな回復基調をみせ、ほぼ消費税率引き上げ前の水準まで戻りつつある状況です。

消費税率は、平成31年10月から10％への引き上げが予定されており、軽減税率の導入や中小店舗でのキャッシュレス決済に伴う還元が検討されていることから、対象業種の事業者ではその対応が必要となるとともに、駆け込み需要やその反動による消費の低下など、消費税率引き上げ等に伴う消費動向を十分に見据えた対応が求められます。



資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

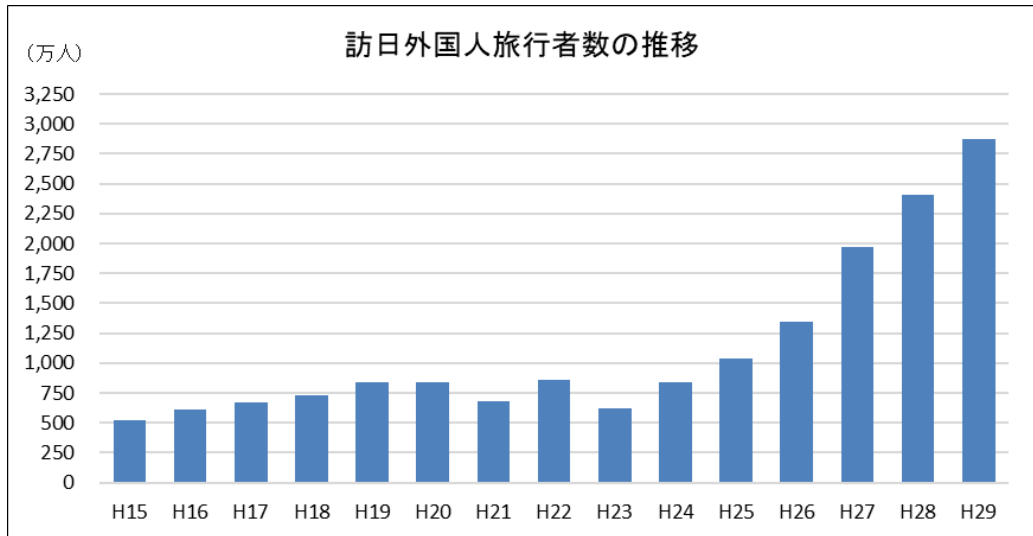


資料：内閣府「消費総合指数」

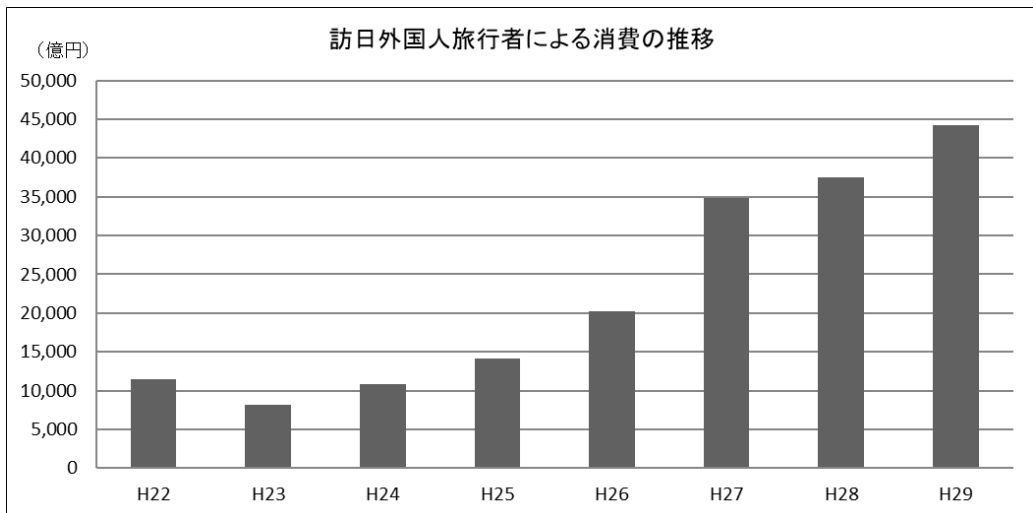
④訪日外国人旅行者数の増加

「平成29年度観光の状況 平成30年度観光施策」（観光白書）によると、訪日外国人旅行者数は、平成23年以降増加を続け、平成28年には初めて年間2千万人を突破したほか、平成29年には更に上回り年間2,869万人となり、5年連続で過去最高を更新し、2020年に4,000万人にするとの目標に向けて堅調に推移しています。

訪日外国人旅行者による消費の推移では、平成23年以降消費額が大きく伸びています。本県においても仙台空港の民営化を契機とし、LCC等の新規路線の就航や東北各県との連携など、外国人観光客の誘致に更に積極的に取り組むこととしています。



資料：日本政府観光局（JNTO）「国籍/月別 訪日外客数」



資料：観光庁「訪日外国人消費動向調査」

国籍、地域別の訪日外国人旅行消費額をみると、中国、台湾、韓国、香港で全体の7割を占めています。その要因としてアジアでの経済成長による個人所得の上昇、日本製品の品質に対する信頼感、近年の円安、消費税免税対象品目の拡充及び訪日プロモーションの実施が挙げられています。

免税手続の委託制度などにより、全国の免税店数は大きく増加していますが、免税店の約6割は三大都市圏とされています。本県においても、東京オリンピック開催などに向けて免税店の増加が望まれます。

⑤環太平洋パートナーシップ（TPP）協定等について

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、平成29年1月に米国が離脱しましたが、米国以外の11か国（オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム）の間で、平成30年3月に正式な合意文書への署名が行われ、国会においても協定案及び関連法案が可決・成立し、平成30年7月に国内手続きが完了しています。協定の発効には6カ国以上の国内手続きが必要ですが、すでに参加6カ国の手続きは完了し、平成30年12月30日に発効しました。

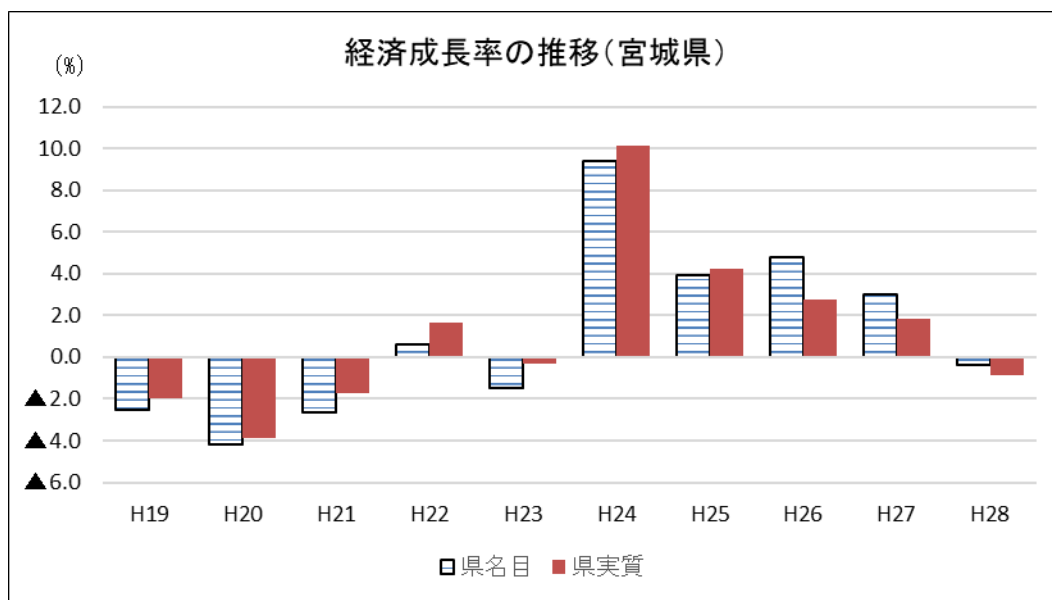
また、日本と欧州連合（EU）との経済連携協定（EPA）については、平成30年7月にEUとの協定の署名が行われるとともに、11月に同協定案及び関連法案が閣議決定、12月には国会承認され、2月1日に発効されることになっています。

TPPやEPAに関しては、物品に関する関税の撤廃やサービス分野でのルールの統一化などが行われるため、農業をはじめとする輸入品と競合する恐れのある分野での影響が懸念される一方で、自動車分野をはじめとする工業製品の輸出など幅広い分野で一定の効果が期待されていますが、国の動向を注視していくとともに、県内中小企業に与える影響を見極め対応を検討していく必要があります。

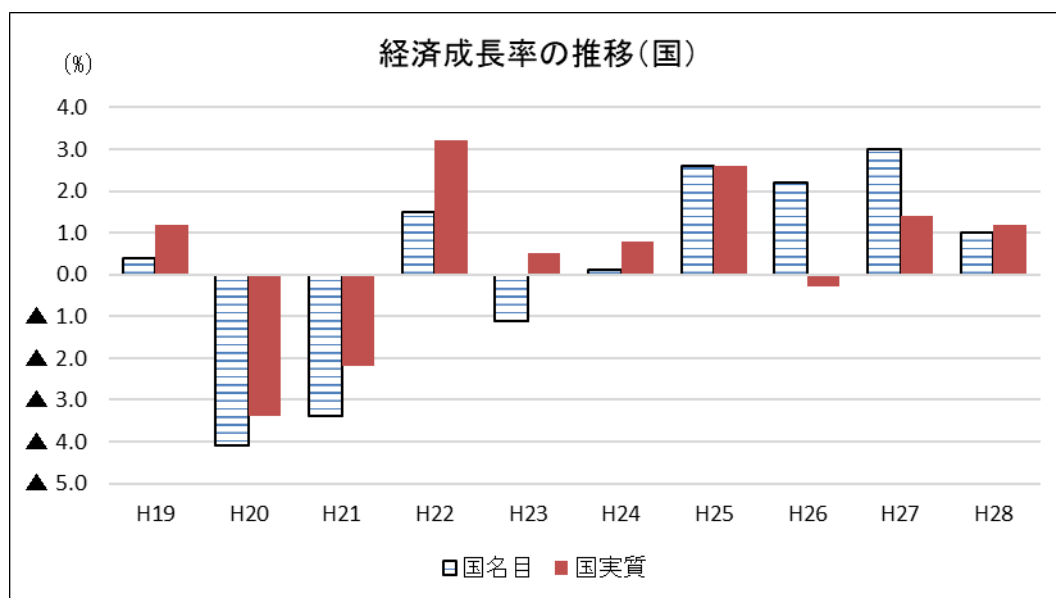
(2) 宮城県の状態

① 経済成長率の推移

本県の経済成長率は、東日本大震災後の平成24年度から平成27年度までは4年連続で名目・実質ともにプラス成長となっています。なお、平成28年度は、復興需要のピークアウト等の影響もあり、再びマイナス成長となっています。



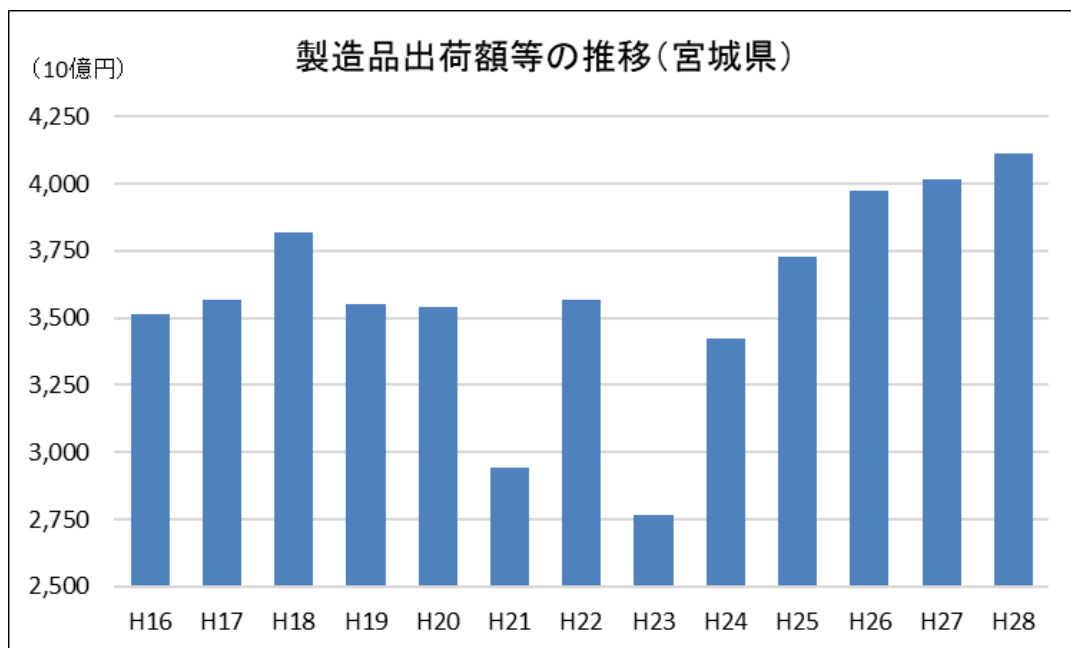
資料：県統計課「平成28年度宮城県民経済計算年報」



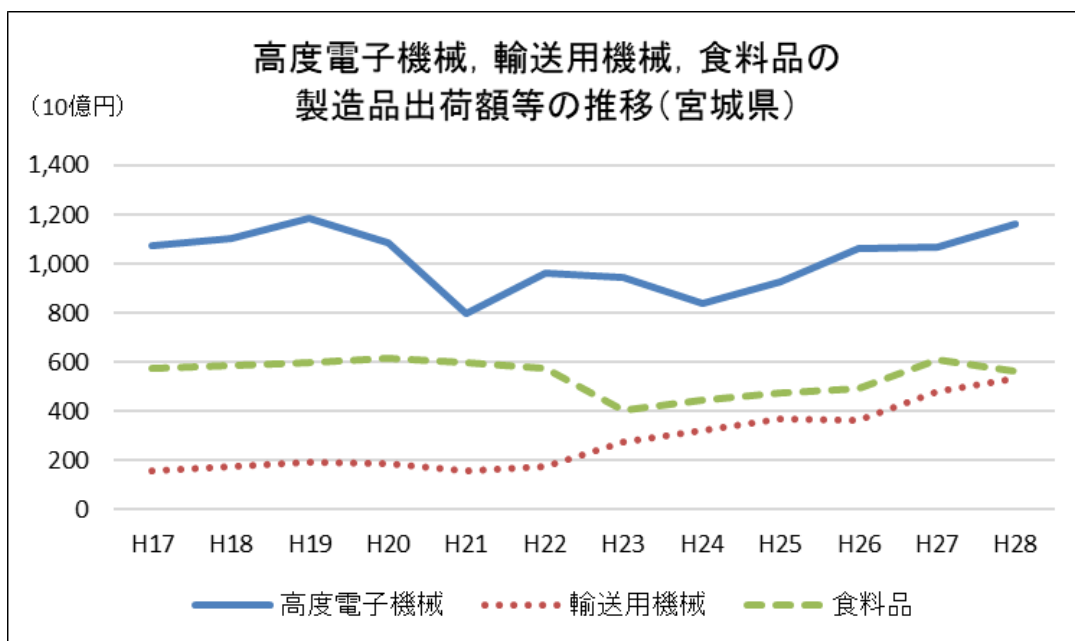
資料：内閣府「2016年度国民経済計算」

②製造品出荷額等の推移

本県の製造品出荷額等は、食料品についてはほぼ東日本大震災前の水準に回復しているほか、輸送用機械製造業や高度電子機械製造業では伸びが見られ、全体では平成24年以降、5年連続で増加となっています。



資料：県統計課「宮城県の工業」

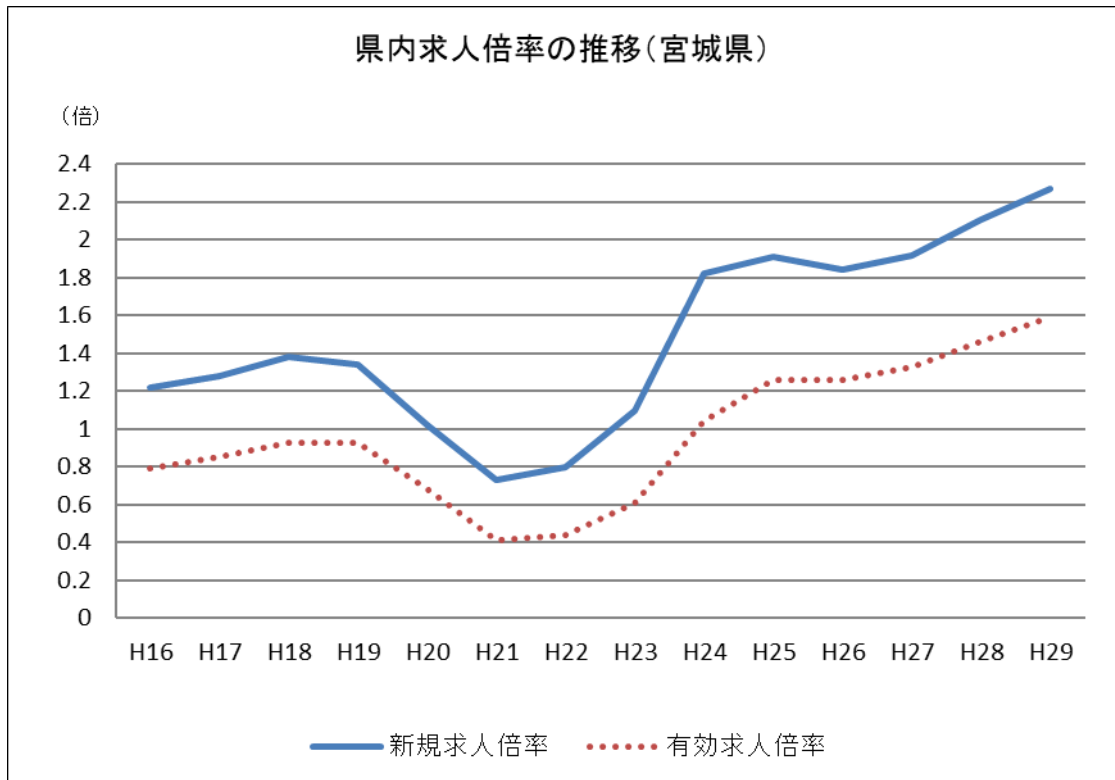


資料：県統計課「宮城県の工業」

③有効求人倍率の推移

本県の有効求人倍率は、平成21年に0.41倍で底を打った後は毎年上昇を続け、平成29年には1.59倍となっています。人手不足感が強まるなかで、人材確保に苦勞する中小企業・小規模事業者も見受けられます。

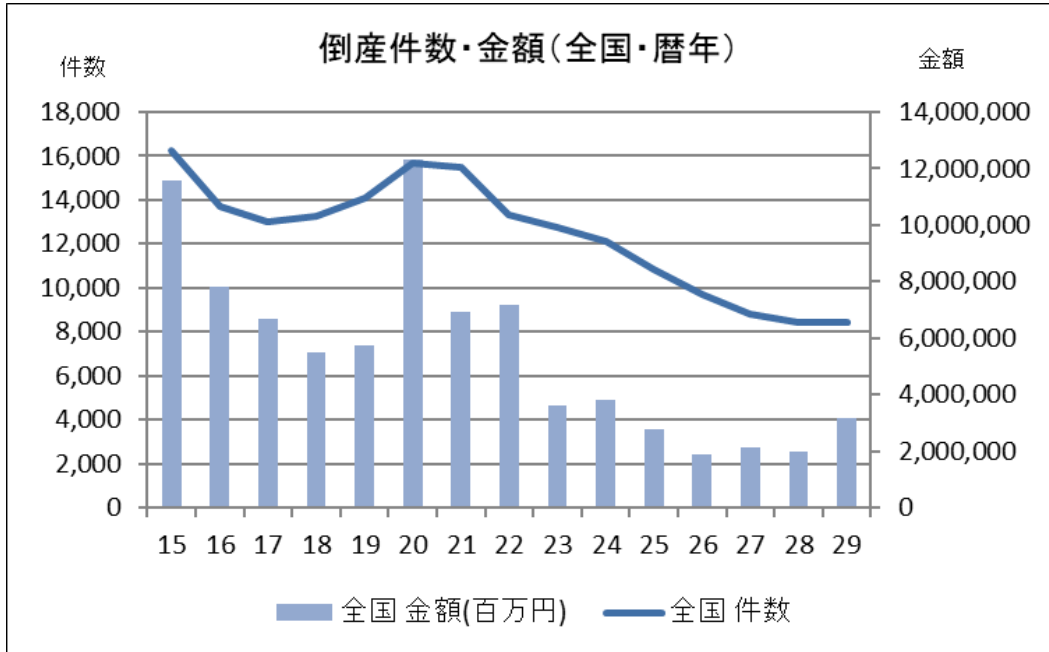
なお、平成30年9月においても1.67倍と、引き続き高い水準で推移しています。



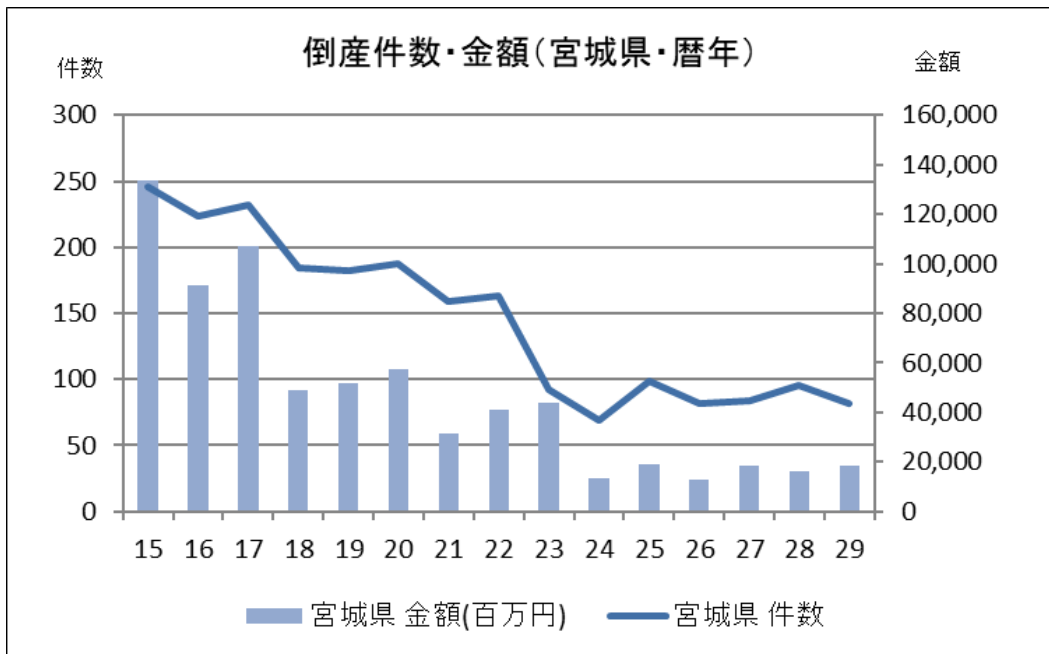
資料：宮城労働局「労働関係主要指標」

④倒産件数の推移

全国と本県の企業の倒産件数（負債総額1千万円以上）の推移を見ると、全国では平成21年以降全体的に減少傾向にあるのに対して、本県では東日本大震災のあった平成23年以降、低水準で推移しています。震災以降は、復興関連事業や金融支援の実施等により低水準になっていると考えられることから、倒産件数の推移については今後注視していく必要があります。



資料：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

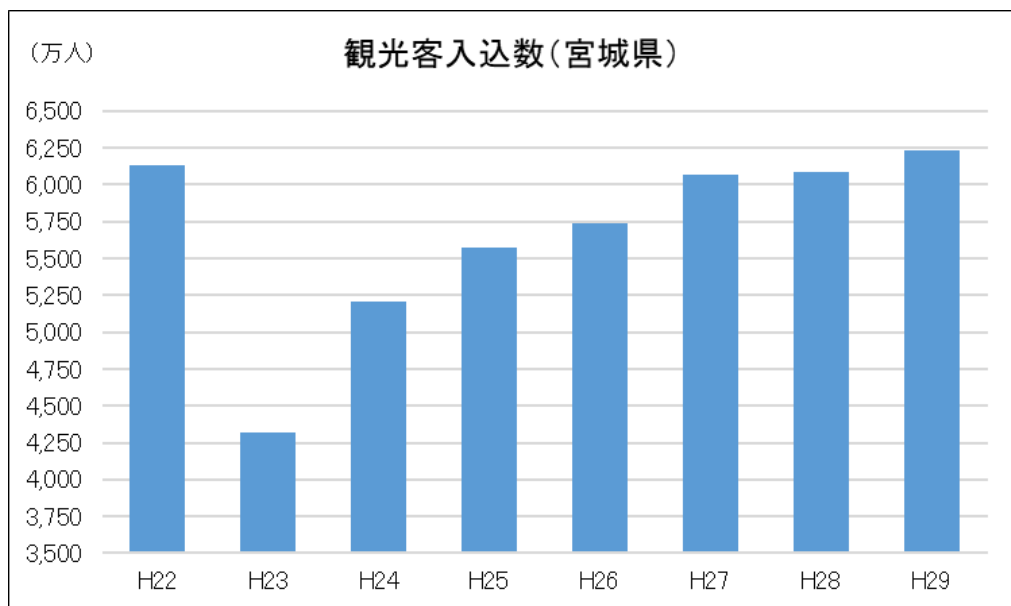


資料：東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

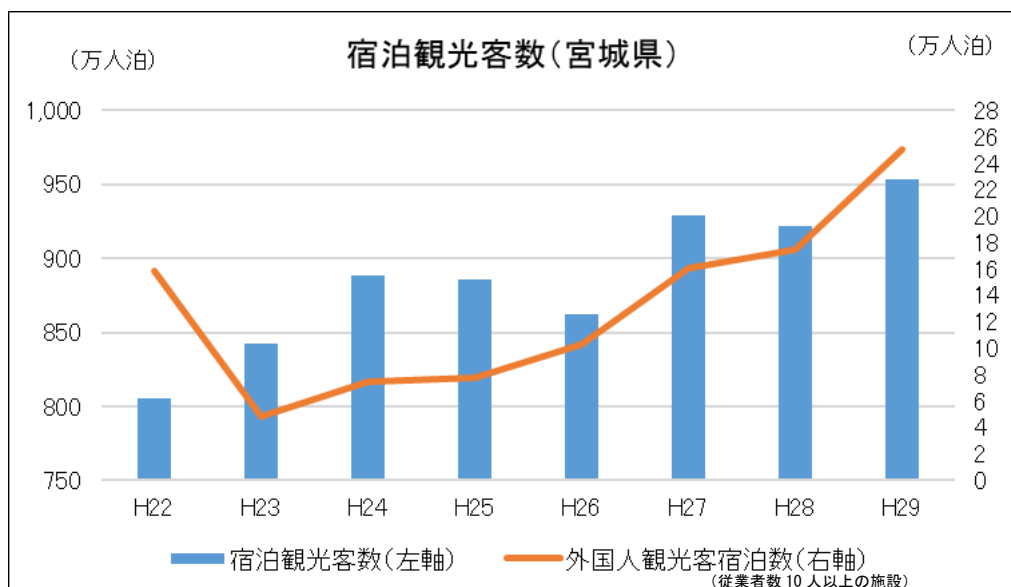
⑤観光客入込数の推移

1年間に県内の観光地を訪れた延べ人数である観光客入込数については、魅力ある観光地づくりと戦略的な誘客等によって、平成29年において震災前の平成22年の観光客入込数を上回り、過去最高を更新しました。一方で、震災により特に甚大な被害を受けた石巻圏域・気仙沼圏域の各圏域については、それぞれ平成22年比で80%程度の回復となっています。

また、県内の宿泊施設に宿泊した延べ人数である宿泊観光客数についても、宿泊施設の新設・再開が進み過去最高となりました。外国人観光客宿泊者数については震災後に大きく落ち込みましたが、平成28年には震災前の水準を超えており、近年の急激な訪日外国人増加を背景にさらなる増加を目指しています。



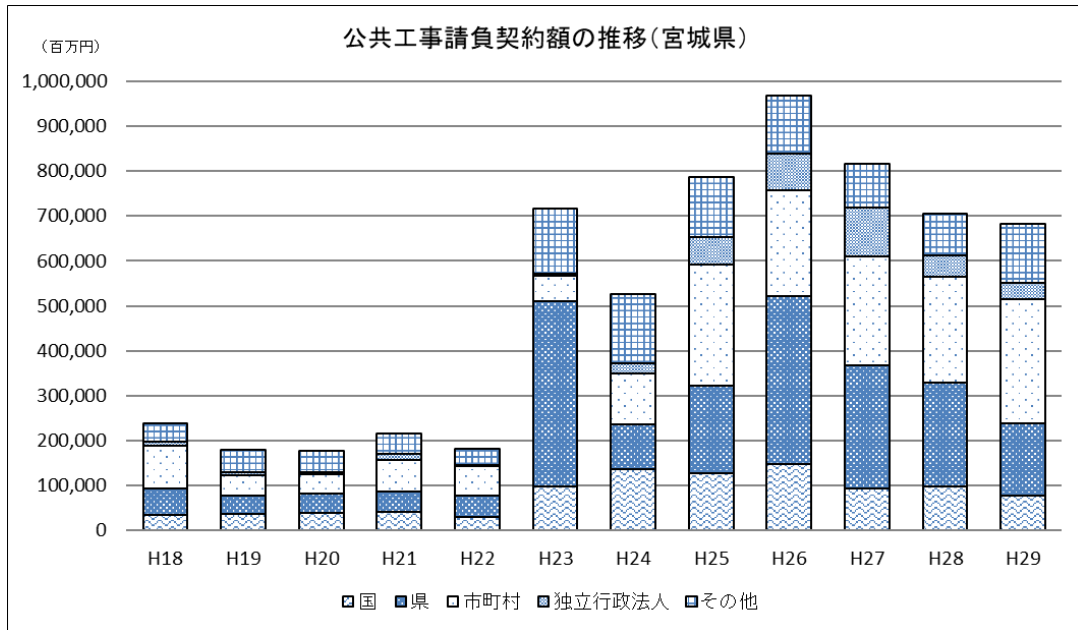
資料：県観光課 「観光統計概要(平成29年)」



資料：県観光課 「観光統計概要(平成29年)」

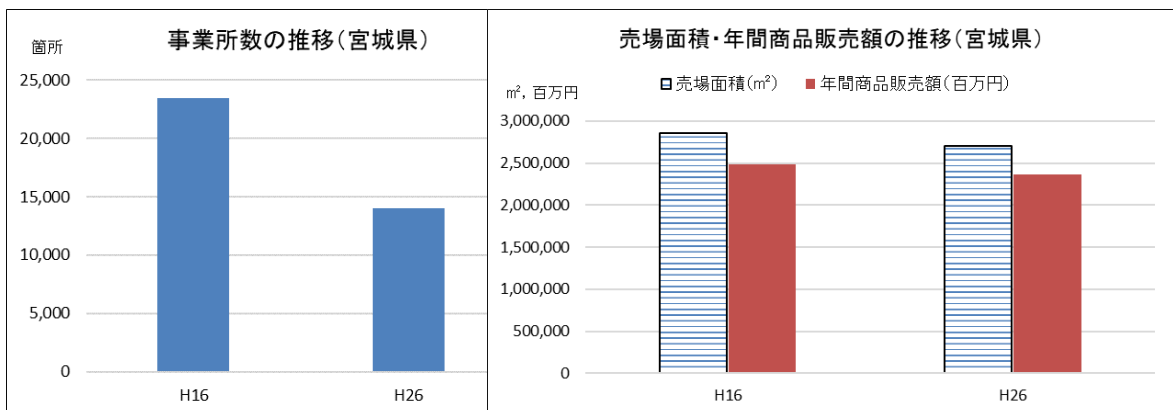
⑥公共工事請負状況

本県の公共工事請負契約額については、平成22年度頃までは、国・県・市町村などを合わせて2千億円前後の金額でしたが、東日本大震災後の平成23年度に7,160億円と急激に増加し、平成26年度の9,687億円にまで伸びています。平成27年度以降は、復興需要の発注がピークを過ぎたことから、年々縮小していますが、未だ震災前と比較し高い水準にあります。今後は、復興需要の終了を見据えて、持続的な発展を可能とするための産業振興施策の充実が求められます。



⑦小売業の事業所・売場面積・販売額の推移

本県小売業の平成16年と平成26年の事業所数，売場面積，年間商品販売額を比較すると，事業所数が40%と大きく減少しているものの，売場面積は5.3%の減少，販売額では5.0%の減少とほぼ横ばいの状態となっています。店舗数としては小規模事業者が大きく減少した一方で，大型店等が進出し，売場面積と販売額が増大した結果と考えられます。



3 中小企業・小規模事業者に関する法律制定及び改正

平成25年6月に、「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（小規模企業活性化法）」が制定されました。この法律では、中小企業基本法の基本理念に小規模企業の意義等が規定され、施策の方針に小規模企業の活性化が明記されるとともに、中小企業施策として今日的に重要な事項として、海外展開、ITの活用、事業承継の円滑化等が新たに規定されるなど、あわせて8本の法律を改正するものとなっています。平成26年6月には、「小規模企業振興基本法」及び「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律（小規模支援法）」が制定されました。

小規模企業振興基本法には、平成25年に改正された中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的発展」が位置付けられています。

平成26年10月には同基本法に基づき、小規模企業に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための「小規模企業振興基本計画」が閣議決定されました。現在、国において、これまでの基本的考え方である「事業者の持続的発展」に、「地域の持続的発展」を加えた本計画の改訂について検討が進められています。

一方、小規模支援法では、これまで小規模事業者の経営相談に応じてきた商工会及び商工会議所が、市町村や金融機関等と連携して、小規模事業者の意欲ある取組を強力に支援する体制を整備するものとなっています。具体的には、小規模事業者の課題に対し、事業者に寄り添って支援（伴走型の支援）をする商工会・商工会議所が、「経営発達支援計画」を作成して国の認定を受けた上で、市町村や地域の金融機関等、他の公的機関等と連携し、地域の小規模事業者を支援することなどが規定されました（巻末資料参照）。

なお、現在、国において小規模支援法の改正について検討が進められており、災害の多発を背景とした商工会・商工会議所による事業継続力強化の支援の追加や、「経営発達支援計画」に係る国の認定に都道府県知事の意見を聴くプロセスが法定化されることなどが予定されています。

4 東日本大震災による中小企業・小規模事業者への影響

東日本大震災により、特に沿岸地域では広範囲におよび津波による甚大な被害を受けたことから、多くの中小企業・小規模事業者が廃業や休業を余儀なくされ、その後再開にこぎつけた中小企業・小規模事業者も、失った販路の回復に苦しんでおり、商談会開催や新商品の開発など様々な手法による販路開拓の取組が求められています。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、農林水産物や観光産業などで風評被害が発生しました。その影響は海外にまで及んでおり、国内外における風評払拭に向けた積極的な情報発信等を行うとともに、韓国をはじめとした輸入規制措置に対しては、粘り強く要望等を続けていく必要があります。

本県では、全国からの支援をいただきながら、宮城県震災復興計画に基づく復旧・復興の取組が着実に進められています。まちづくりに関しては、各地で災害公営住宅の建設や防災集団移転促進事業による宅地造成などが進んでおり、今後は仮設商店街で営業を行っている中小企業・小規模事業者が円滑に本格復旧し、地域に根付いて営業を続けていくことが必要とされます。また、沿岸地域の人口流出や雇用のミスマッチ等による人手不足の問題にも取り組む必要があります。

こうしたことから、引き続き、県内被災事業者の復旧復興の取り組みを重点的に支援するとともに、経営革新、販路回復、新技術によるイノベーション、雇用確保の支援などにより、沿岸地域産業の再生及び本県産業の持続的な発展を図っていきます。

5 中小企業・小規模事業者の震災復興に関するデータ

- 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）による支援状況
（平成31年1月31日現在）

認定件数	306件（グループ）
事業者数	4,264事業者
当初交付決定額	2,678.6億円

資料：県震災復興政策課「復興の進捗状況（平成31年2月11日）」

- 被災商工業者営業状況（平成30年3月31日現在）

	商工会・商工会議所会員数		営業状況		
		うち、被災 会員数	営業継続 (仮設含む)	廃業	未定
沿岸部	21,394	7,798	80.3%	19.5%	0.2%
内陸部	17,389	3,625	96.8%	3.2%	0.0%
県計	38,783	11,423	85.5%	14.4%	0.1%

資料：東日本大震災被災商工業者営業状況調査

- 震災による二重債務への対応状況

【相談件数】

- ・宮城県産業復興相談センター 1,646件（平成30年12月31日現在）
- ・東日本大震災事業者再生支援機構 1,244件（平成31年1月31日現在）

資料：県震災復興政策課「復興の進捗状況（平成31年2月11日）」

資料：東日本大震災事業者再生支援機構のウェブサイト

【債権買取件数】

- ・宮城産業復興機構 144件（平成30年12月31日現在）
- ・東日本大震災事業者再生支援機構 344件（平成30年12月31日現在）

資料：県震災復興政策課「復興の進捗状況（平成31年2月11日）」

Ⅲ 中小企業・小規模事業者振興のあり方について

1 関係機関の意見

第二期基本計画の策定に当たって、県では、支援団体や金融機関等、市町村などから意見聴取を行い、次のような意見を頂いています。

- ・重点的な取組については、現在の中小企業・小規模事業者が抱える問題・課題等を捉えた取組事項になっているものと思われる。ただし、未だ仮設店舗等での営業を余儀なくされている被災事業者もあり、これから事業の再建や街づくりの再生に取り組む事業者並びに地域も多いことから、震災復興を踏まえた支援施策を引き続きお願いしたい。
- ・事業承継及び販路開拓については、地域経済の活性化のために集中支援が必要な課題であり、改訂版においてもこの2つを重視することにより、課題の緊急性及び重要性が伝わりやすくなっている。また、喫緊の課題である人手不足の解決策の一つとしての生産性向上支援、新たな地域経済の原動力としての創業・第二創業の重点的な取り組みについては、現在の状況に的確に対応している。
- ・伴走型支援は言葉どおり事業者へ寄り添った支援なので「支援者の支援の仕方」といったソフトの部分も重要ではあるが、精神論ではない具体的な仕組みも必要であり、特に支援団体のマンパワー等の機能強化への支援が重要である。
- ・後継者難による廃業、起業者の低調さと開業後も自己資金が尽きた段階で廃業となる現況を見ると「創業サポートと事業承継」と併せて、今存在している企業の「持続化支援」が重要である。
- ・地元企業は地域の経済を循環させる原動力であり、地元企業の衰退や廃業は地域経済の地盤沈下につながりかねない。
- ・伴走型支援の推進については、中小・小規模事業者振興に関する最重要分野である。また、重点的な取組として、事業承継や創業、さらには、生産性・経営力向上支援分野については、県となお一層連携して実施していきたい。
- ・新たな着眼点については、中小・小規模事業者に対する継続的な支援施策を展開する上での確かなものとする。特に、支援施策に関する情報が事業者に確実に届くよう、情報伝達の向上を期待する。
- ・県内中小企業・小規模事業者を支えている商工会・商工会議所、特に財政的に厳しい商工会に対する経営支援体制の拡充について、見直しを強く要望する。

2 中小企業・小規模事業者の振興施策を考える上での着眼点

「Ⅰ 第一期基本計画の実施状況の検証」, 「Ⅱ 本県の中小企業・小規模事業者の現状」及び「Ⅲ-1 関係機関の意見」等を踏まえ、県では中小企業・小規模事業者の振興施策を立案する上で、次のような視点が欠かせないものと考えます。

(1) 伴走型による切れ目のない一貫した支援を推進する

県の産業の活性化や地域社会の発展のためには、中小企業・小規模事業者が経済社会情勢の変化に対応し、円滑かつ着実な経営ができるよう配慮する必要があります。

小規模支援法では商工会及び商工会議所が事業者に寄り添い伴走型支援を実施することが打ち出されており、県においても伴走型支援の考え方を十分に踏まえて、事業者の成長段階に応じた施策をきめ細かに展開することが求められます。

そのため、創業から新製品開発、技術開発、販路開拓等まで事業者が求める各ステージに応じて、切れ目のない一貫した支援となるよう商工会や商工会議所、(公財)みやぎ産業振興機構等の支援団体が連携しながら、事業者の立場に立ったきめ細かで丁寧な伴走型支援を推進します。

また、事業者への伴走型支援を推進するためには、支援する側の機能・人員を強化することも重要であり、このため支援団体の人材育成・確保への支援や体制強化に向けた支援を実施していくことが必要です。

(2) 関係機関との連携をより一層深める

中小企業・小規模事業者の振興に当たっては、支援団体との緊密な連携はもとより、地域において振興施策を担っている市町村や金融機関等との連携をより一層深めていくことが重要と考えます。さらに、県の施策を支援団体等に十分理解していただくよう配慮するとともに、県としても様々な関係機関が講じている施策を十分に把握し、相互に支援施策の連携を図るなど、施策の効果がより高まるよう取り組んでいく必要があります。

例えば、中小企業・小規模事業者の持続的発展のためには、国・県等の補助金や融資制度を有効に活用することも必要であり、経営の資金面で深く関わっている金融機関等との意見交換・情報共有等の強化や、支援団体が合同で支援施策説明会を開催するなど連携を更に進めていく必要があります。

(3) 中小企業・小規模事業者の実情や課題などを把握する

中小企業・小規模事業者の実情や課題等については、業種や規模、地域などにより各々異なります。できる限り多くの中小企業・小規模事業者や支援団体等から幅広く意見を聴取する機会を設け、課題等を把握する必要があります。

(4) 事業者に対して支援施策に関する情報が確実に伝わるようにする

県では、中小企業・小規模事業者への様々な支援施策を展開していますが、事業者はその情報が届かなかつたり、内容が複雑で理解されない状況では、施策の意義を果たすことができません。このため、事業者に対して支援施策に関する情報が正確かつタイムリーに伝わるようにすることが求められます。

さらに、国や市町村、関係機関等とも協力し、支援施策に関する情報を事業者が負担なく得ることができるような環境整備に努めていく必要があります。

(5) 施策の見直しと中小企業・小規模事業者が施策を利用する際の負担軽減に配慮する
事業者の規模や業種、発展の段階によって必要とされる支援の内容が異なってくるほか、社会情勢の変化により必要とされる支援も変化することから、常に施策内容を見直していくことが必要です。また、日々の仕事に追われ補助金制度等に不案内な経営者が、申請書や計画書などを記載するのは大変なことです。

補助事業の募集にあたっては、期日まで十分な期間を設定するとともに、制度内容を分かり易く記載するなど、利用者に配慮することが必要です。

3 中小企業・小規模事業者の振興に係る重点的な取組

本計画期間中は、以下の6点を特に意識して重点的に取り組んでいきます。

(1) 小規模事業者への目配りの利いた支援

○ 小規模事業者は、経営資金や人員に余裕のない事業者が多いことから、その持続的経営や経営革新を促進するため、地域の商工会・商工会議所等と連携を図りながら、小規模事業者の支援ニーズを的確に把握し、伴走型の支援を強化することにより、経営課題の明確化から解決に至るまでをきめ細かに支援していきます。

○ 資金や人員に余裕のない小規模事業者の経営力向上等を支援するため、専門家派遣に係る負担軽減や商談会・展示会への出展支援など、(公財)みやぎ産業振興機構や商工会・商工会議所による支援制度の拡充・強化に加え、例えば、国の「小規模事業者持続化補助金」や「ものづくり補助金」など、効果的な支援メニューについては補助申請を支援するなど、ニーズに応じたきめ細かな対応を実施します。

(2) 雇用確保に向けた幅広い支援

○ 現在、中小企業・小規模事業者においては、人口減少や求人・求職のミスマッチ等により人手不足が深刻化しており、事業者の安定した経営や成長に向けた障害になることが懸念されています。このため、学校教育段階での職業観の醸成や技術習得等の人材育成・就職後の職場定着支援、また、UIJターン就職やプロフェッショナル人材の採用等の人材確保に加え、職場環境の改善、生産性改善など、雇用確保に向けた幅広い支援に取り組んでいきます。

○ 特に、小規模事業者を中心に必要とする人材の確保が難しくなっていることから、宮城労働局と連携した合同就職面接会の開催やみやぎジョブカフェ、沿岸地域就職サポートセンターにおけるマッチングなど、事業者の人材確保に向けてきめ細かな支援に取り組みます。

(3) 事業承継対策への集中的な支援

○ 経営者の高齢化や後継者不在等による中小企業・小規模事業者の休廃業や解散の増加は、雇用や技術の喪失など地域経済にとって大きな課題となっています。このため、事業承継税制等の支援策の周知のほか、商工会・商工会議所、金融機関等など宮城県事業承継ネットワーク構成機関による事業承継診断を通じた早期準備を促す取組や国の専門家派遣等を活用した各種支援の実施とともに、後継者不在の事業者に対しては宮城県事業引継ぎ支援センターによる第三者承継やM&A支援を活用するなど、切れ目のない支援に取り組んでいきます。

(4) 地域活性化のための創業・第二創業の促進に向けた支援

- 地域社会を支えている中小企業・小規模事業者の減少・衰退は、地域活力の低下に直結しかねない重要な課題です。このため、地域の“なりわい”を構成するとともに、雇用の受け皿となる新たな事業者の創業を促進していくことは大変重要であり、資金面を含めた立ち上げ期の支援のほか、地域の創業支援人材の育成や支援団体のネットワーク及び創業希望者への情報発信を強化し、地域における創業を促すとともに、産学官金連携による大学発ベンチャーの創出も進め、その経営安定・成長に向けて支援していきます。

(5) 販路の確保・拡大に向けた積極的な支援

- 中小企業・小規模事業者の成長を促進するためには、販路の開拓や新規顧客の掘り起こしのほか、市場のニーズにマッチした商品・サービスの開発に向けた支援を強化していくことが重要です。そのため、各種商談会や展示会、インターネットを活用した販路開拓等の支援に取り組むとともに、新たな需要創出のための市場ニーズ把握に向けたマーケティング活動に対する支援を充実・強化していきます。
- 海外市場への輸出を拡大するため、事業者に対してきめ細かな海外進出支援を行うとともに、特に経済成長が見込まれるアジア地域の需要を取り込むため、中国や韓国に加え、台湾やベトナムなど、本県産品の輸出拡大が見込まれる国や地域にターゲットを絞り、戦略的な経済交流を促進していきます。

(6) 沿岸地域産業の持続的発展と再生

- 沿岸地域においては、水産業など地域資源を活用した産業を中心に、製造業、運送業、卸売・小売業、飲食業など、様々な業種が相互に関連し地域を支える“なりわい”を形成しており、特に水産加工業とその関連産業の振興は、沿岸地域の復興には必要不可欠です。

このため、関係する部局が連携し、事業者の生産基盤等の集約化、生産性の改善、新商品・サービスの開発、ブランド化、市場ニーズの把握・販路開拓等に向けたマーケティング活動や企業間連携の取組を支援するとともに、経済波及効果が高い観光を切り口とした関連産業の振興及び水産加工業等との連携強化を支援します。

また、新しい技術を活用したイノベーションの創出などの取組も進めることにより沿岸地域産業の持続的発展と再生を目指します。

IV 具体的な施策と取組

1 経営の革新等

【現状等】

本県の経済を活性化するためには、中小企業・小規模事業者が事業基盤を強化し、より安定した経営ができるようになることや、積極的に経営革新を行うことが必要です。しかしながら、生産年齢人口の減少や求人・求職のミスマッチ等による人手不足、東日本大震災による販路の喪失などにより、多くの事業者は非常に厳しい経営環境に置かれています。

このため、支援団体等による伴走型支援の強化や、事業者が経営革新に取り組みやすい環境づくりを促進することなどにより、中小企業・小規模事業者がより自立的な経営を行うことができるよう促すことが求められています。

【施策の方向性】

事業再建や経営革新など、事業者の経営基盤の強化に向けた様々な相談に適切に対応できる窓口等の枠組みを構築するとともに、事業者の成長段階に応じた伴走型支援を強化していきます。

また、県内における創業を促進するため、創業支援拠点の人材育成や機能強化のためのネットワーク構築を推進します。

【具体的な取組】

(1) 経営の革新及び経営基盤強化

①経営などに関する相談体制の整備・充実

- ・（公財）みやぎ産業振興機構において経営の安定化や事業再建、創業などの各種相談に対応する窓口の整備を行うとともに、よろず支援拠点等の支援団体と連携しながら、経営課題に対する助言や専門家等によるフォローアップなど、総合的な支援を行います。

②経営革新の促進支援

- ・新商品の開発や新役務の提供などにより売上の増加を図り、経営力を向上させる経営革新計画の承認及び承認後のフォローアップを適切に行います。
- ・地域資源や優れたビジネスアイデア等を活用し、新商品や新サービスの開発を行う事業を支援します。

③経営基盤の強化

- ・事業者における製品の改良や市場ニーズの把握、販売戦略に向けたマーケティング活動を支援するとともに、競争力強化を図るため（公財）みやぎ産業振興機構等の支援団体による伴走型支援を行います。
- ・地域における商工業の発展や事業者の経営改善等のため、商工会・商工会議所や中小企業団体中央会、商店街振興組合等の活動などに対して支援します。
- ・光熱費等のエネルギーコスト縮減による経営基盤強化のため、事業者の再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入を促進します。
- ・知的財産を活用した競争力強化のため、事業者が発明・開発した技術や製品、サービス等に係る知的財産の取得や活用を支援します。

④技術改善の支援

- ・事業者が直面する技術的課題の解決や基盤技術の高度化等を図るため、KCみやぎ推進ネットワーク（産学官金ネットワーク）を活用した専門家等の派遣や産学共同による技術開発・製品開発等を支援します。
- ・自動車関連産業や高度電子機械産業等の振興を図るため、人材育成や新技術・新工法の研究開発などの取組を支援するほか、次世代素材（セルロースナノファイバー等）の活用を促進するため、産学官による研究や実用化に向けた取組を推進します。
- ・事業者における生産工程の改善や新製品・新技術の開発などの技術的課題に対応するため、産業技術総合センターによる技術相談を実施するとともに、施設機器の解放や試験分析等により事業者の技術的改善を支援します。

（２）創業・第二創業の支援

- ・県内における創業の促進及び雇用の創出を図るため、県内で創業又は第二創業する者に対して、スタートアップに要する費用を支援するとともに、商工会・商工会議所や（公財）みやぎ産業振興機構により伴走型支援を実施します。
- ・大学との連携等による創業や新事業展開を促進するため、東北大学連携型起業家育成施設（T-B i z）などのインキュベーション施設やオフィス入居に係る費用を支援します。
- ・U I J ターンによる創業を支援するため、首都圏等での創業セミナーの開催や相談対応を実施するとともに、市町村と情報共有を図るためのネットワークを構築します。
- ・地域における創業支援機能の面的強化を図るため、創業支援人材の育成を進めるとともに、先進的な創業支援の取組を支援するなど、市町村や県内の創業支援団体との連携を強化していきます。

（３）生産性改善の支援

- ・事業者の経営力強化や人員の適正配置を図るため、（公財）みやぎ産業振興機構等が実施する専門家の派遣等による生産性改善の取組を支援するとともに、生産性向上に資する新たな設備導入を支援します。また、生産現場改善の専門家を育成する事業を実施します。

2 国内外における販路開拓等及び受注機会の確保

【現状等】

事業者の安定的な経営や持続的な発展を図るためには、製造した商品やサービスを確実に売上に結びつけることが重要であり、販路の確保や取引の拡大に向けた積極的な取組が必要不可欠です。

しかしながら、中小企業・小規模事業者は、大企業に比べて営業活動に振り向けることができる経営資源が少ないことから、販路の新規開拓などは容易ではなく、さらに東日本大震災によって失われた販路の回復も課題となっています。

このため、展示会や商談会等による販路開拓や新商品・新サービスの開発に向けた取組など、事業者の販路の確保・拡大に向けた支援が求められています。

【施策の方向性】

沿岸部はもとより、内陸部を含め県内の中小企業・小規模事業者の販路開拓及び取

引拡大を図るため、展示会や商談会などのマッチングの機会を確保するとともに、付加価値の高い商品・サービスの研究・開発を支援していきます。

また、県が行う発注に関しては、中小企業・小規模事業者が入札に参加しやすい制度の整備を図ります。

【具体的な取組】

(1) 国内外における販路開拓及び取引拡大

①工業製品の販路開拓

- ・県内の優れた工業製品を「みやぎ優れMONO」として認定し、産学官連携による情報発信を行うなど、販路拡大等に向けた取組を支援します。
- ・高度電子機械産業や自動車関連産業等の振興を図るため、首都圏等における展示会・商談会への出展支援や取引拡大のためのセミナー開催、事業者間のマッチングなどの取組を支援するとともに、新規参入や取引機会の拡大のための技術開発の促進、人材の育成等への支援を行います。
- ・事業者における販売戦略の検討や市場の動向に合わせた商品の改良等について、支援団体による伴走型支援を実施し、市場ニーズの把握及び販路拡大に向けたマーケティング活動を支援します。

②食品の販路開拓

- ・食品製造業者の販路開拓のため、商品カタログの首都圏バイヤーへの配布、商品提案・交渉能力向上のためのセミナー及び試食商談会の開催などを行い、商品開発、販売・商談等の課題に対して総合的に支援します。
- ・事業者の商品開発・改良や営業力強化に向けて専門家の派遣等を実施するとともに、首都圏及び関西圏に専任スタッフを配置し、バイヤー等への売り込みなどの販路開拓及び販売の拡大を支援します。

③海外への販路拡大

- ・海外への販路拡大に向けて、実践的な講座開催やアドバイザーによる相談・支援などを中小企業・小規模事業者の段階に応じて総合的に実施するほか、被災事業者の海外取引再開及び新規開拓のための支援を行います。
- ・海外での商談会や現地プロモーションを実施するほか、海外への販路拡大と県産品の情報発信などを目的とした海外見本市への出展及び商談会などへの参加を支援します。
- ・経済成長が続く国や地域との経済交流を促進するとともに、本県と姉妹交流や友好関係にある国の省や州、自治体などに対し、販路開拓に向けた働きかけなどを行います。
- ・中小企業・小規模事業者の貿易活動や海外展開などのために、本県の海外事務所を設置・運営する主体に対して補助等を行います。また、日本貿易振興機構（JETRO）仙台貿易情報センターが行う輸出入手続支援や相手国の情報提供、風評被害対策事業や、農林水産関係団体等が行う広報PR活動などに対して支援します。

(2) 受注機会の確保

①制度面での事業者への配慮

- ・地元中小企業・小規模事業者の受注拡大を図るため、「地元企業の受注拡大に関する調達方針」に基づき、地域ブロック限定型発注などにより地域の事業者

に配慮した発注を行います。また、障害者雇用企業、環境配慮事業者及び女性活躍推進事業者に対する優先制度の適用を図ります。

- ・物品・役務の調達に際して、落札者が契約を締結しないおそれがないと認められる場合には入札保証金を免除することにより、中小企業・小規模事業者が受注しやすい環境を整備します。

②中小企業・小規模事業者向け契約実績の把握

- ・官公需契約実績調査により、中小企業・小規模事業者向け契約実績を把握し、「中小企業者に対する国等の契約の基本方針」の周知を図ることで、中小企業・小規模事業者の官公需における受注機会増大を図ります。

3 産学官金の連携等による技術及び新商品の開発等の促進

【現状等】

技術革新や新商品開発は国内外で日々行われており、企業が発展を続けるためには継続した研究開発が必要です。本県には、高い水準の大学や高等専門学校等が集積しており、中小企業・小規模事業者がこれらと連携した新技術・新商品の開発により、技術力を向上していくことが期待されます。

より多くの中小企業・小規模事業者に県内の産学官金の取組を広げるために、県には、広く取組の事例を周知し、産業、学術機関及び金融機関等の間での様々な連携の触媒としての役割が求められています。

【施策の方向性】

産学・産産連携による技術高度化支援や新技術・新商品の研究開発を促進します。また、特定の分野における産業の基礎的な技術力が向上するような環境整備を行います。

【具体的な取組】

(1) 産学官金の連携

- ・事業者が直面する技術的課題の解決や基盤技術の高度化等を図るため、KCみやぎ推進ネットワーク（産学官金ネットワーク）を活用したワンストップによる技術相談や大学教員等による技術支援を行います。また、地域企業の技術力・提案力の向上を図るため、産学共同による研究会活動などを支援します。【再掲】
- ・高度電子機械産業や自動車産業分野等での新事業・新産業創出促進のため、産学官連携で実施する技術・商品開発費用の支援や、企業等との連携協力のもと、技術開発の成果の移転による製品開発や実用化を支援します。
- ・大学との連携等による創業や新事業展開を促進するため、東北大学連携型起業家育成施設（T-B i z）などのインキュベーション施設やオフィス入居に係る費用を支援します。【再掲】
- ・中小企業・小規模事業者が大学等と連携して行う、ものづくり基盤技術の高度化につながる研究開発やその事業化に対する支援や、（公財）みやぎ産業振興機構において県内外のものづくり企業や大学等の学術機関が一堂に会し、企業が持つ技術や学術機関の研究成果の展示紹介、商談によるビジネスマッチングを行う場を提供します。

(2) 企業間の連携

- ・みやぎ高度電子機械産業振興協議会及びみやぎ自動車産業振興協議会において、企業相互の要素技術等のマッチングをコーディネートすることで技術開発及び製品化を促進します。また、外部専門家等のコーディネーター機能を活用した企業間連携による商品開発等を支援し、食産業の振興を図ります。

(3) 技術者の派遣や研究開発の推進

- ・情報関連産業において、特定分野等へ県内ICT技術者を派遣し、知識・技術の習得などを図るほか、マッチング機会や新たなビジネスの創出、市場獲得を図ります。また、地域の優れたICT商品を認定し、情報関連産業の振興と地域産業のICT化を図ります。
- ・自動車関連産業や高度電子機械産業分野などでの技術課題等について、産業技術総合センターにおいて研究開発を行い技術移転等により県内中小企業・小規模事業者の競争力や技術力の向上を図ります。

4 資金の供給の円滑化

【現状等】

日々の事業活動においても、また、事業拡大を図る際においても、資金調達が円滑に行われることが事業者にとっては必要不可欠です。東日本大震災などの影響により、厳しい経営環境にある事業者もあり、経営の安定に必要な資金の調達だけでなく、融資後の期中管理や、個々の事業者の実情に応じた条件変更など、きめ細かなフォローが求められています。

また、工場等の新たな設備投資のための資金需要への対応や、新たに起業する事業者等への資金面での支援などは、事業者の成長・発展や地域の特性を生かした県の発展にとって重要となります。

【施策の方向性】

経営の安定のほか、経済情勢の変化や自然災害などへの迅速な対応など、中小企業・小規模事業者の持続的・安定的発展に寄与するため、利用しやすく、ニーズに応じた県融資制度を構築していきます。また、事業規模拡大や第二創業など、成長のための資金についても積極的に支援していきます。

加えて、円滑な資金調達を支える各金融機関等が、取引先である中小企業・小規模事業者に対して県の中小企業支援施策を積極的に情報提供できるよう、様々な機会を通じて情報交換・意見交換ができるよう体制を構築していきます。

【具体的な取組】

(1) 経営安定のための資金供給

- ・事業者の円滑な資金繰りを支援するため、中小企業制度融資について不断の見直しを行うほか、事業者向けの広報資料を作成し制度の利用拡大を図っていきます。また、融資の際に負担する信用保証料率について、信用保証協会の基本料率から引き下げることにより、事業者の保証料負担軽減を図ります。

(2) 成長・発展のための資金供給

- ・県内への工場立地を促進するため、工業団地等へ立地しようとする企業に対し、用地や建物、機械及び設備の取得費を低利で融資します。

- ・中小企業・小規模事業者の経営体質の改善と環境変化への対応の促進を図るため、事業協同組合や商店街振興組合が工業団地やショッピングセンターなどを整備する事業に対して、長期低利で融資します。
- ・自動車関連産業や高度電子機械産業のほか、県が集積を目指す産業に取り組み、事業の拡大又は参入を目指す中小企業・小規模事業者向けの融資では、通常よりも信用保証料を引き下げます。
- ・産業の活性化を図るため、本県の投資環境を国内外に発信するとともに、これまで構築したネットワーク等を活用して、本県への投資を促進します。

(3) 東日本大震災からの復旧・復興に対応した資金供給

- ・震災により事業活動に支障を来している中小企業・小規模事業者に対して金融支援を行うとともに、震災関連の県融資制度を利用した際の保証料負担軽減を行います。また、直接被害を受けた中小企業・小規模事業者の借入れに対する利子補給を行います。
- ・中小企業・小規模事業者の二重債務問題に対応するため、既往債務の買取を行う宮城産業復興機構に出資します。
- ・被災した中小企業・小規模事業者の早期事業再開を支援するため、復興事業計画の認定を受けた中小企業等グループの事業者等に対して、復旧に必要な設備等の導入資金を長期・無利子で貸し付けます。

(4) 金融機関等との連携強化

- ・県の制度融資等をより実効性のあるものとするために、金融機関等を対象とした金融制度説明会の充実や各関係機関への積極的な情報提供を図ります。

5 人材の育成及び確保並びに雇用環境の整備の促進

【現状等】

中小企業・小規模事業者においては、各業種にわたり人手不足感が強くなってきており、求人難が大きな経営課題となっています。特に小規模事業者における人材の充足率が低くなっています。この背景には少子高齢化による生産年齢人口の減少といった構造的な問題があり、今後も継続することが予想されます。

このため、U I J ターン者や地元高校・大学等の卒業生が県内の中小企業・小規模事業者により多く就業できるようマッチング支援を行うとともに、優秀な人材を育成する必要があります。

また、中小企業・小規模事業者に優秀な人材が定着するためにも、仕事と生活の調和に配慮した雇用環境を整備していくことが必要です。さらに、雇用環境の整備が人材確保・人材育成につながることにに関して、各企業が理解を深めていくことが求められます。

【施策の方向性】

「宮城県における雇用の安定と定住推進協定」に基づき、宮城労働局など関係機関と連携しながら学校教育段階からの職業観の醸成や、専門技術の習得などの教育課程の充実等による人材の育成を図るとともに、雇用のミスマッチをできる限り解消し、企業が求める人材と働きたい職場のマッチングが円滑に進むよう、みやぎジョブカフェやものづくり企業コーディネーターなどによる各種就職支援の充実を図り、地元中小企業・小規模事業者への人材の定着を進めます。また、U I J ターン促進の取り組

みにより、県外からの人材の確保を図ります。

さらに、働きやすい労働環境や、働きがいのある職場環境の整った企業が多くなるよう、啓発活動などを通して仕事と生活の調和が取れた、労働環境の確保の取組を推進します。

【具体的な取組】

(1) 人材の育成及び確保

①人材育成に関する学校教育の充実

- ・ 専門高校等において、企業OB等の熟練技能者による指導や現場実習など、企業と連携した実践的な授業や体験活動等を行うとともに、大学・研究機関・企業等との連携による専門的職業人の育成を図ります。また、教員を最先端の技術等を有する企業に派遣して最新技術等を習得させ、実践的指導力の向上を図ります。
- ・ 県立高校に連携コーディネーターを配置し、教員・生徒・保護者への助言や企業訪問、卒業生（既就職者）のフォロー等により、地域企業の人材不足の解消や卒業生の職場定着率の向上を図ります。
- ・ 県立高校において進路達成や次代を担う人材育成のため、将来の志望や職業選択などに対する心構えの教育を充実させます。

②産業人材の育成

- ・ 「みやぎ産業人材育成プラットフォーム」において、産学官の連携のもと、戦略的な産業人材育成体制の構築に努めるとともに、ライフステージに応じた多様な人材育成プログラムを提供し、地域を担う産業人材の育成を図ります。
- ・ 大学生等を対象に、自動車分野及び高度電子機械分野の専門的な研修等を実施します。また、県内ものづくり企業でのインターンシップの機会を提供します。

③技術や資格等の習得

- ・ 航空機や医療、ロボット等の分野での新規参入や新産業創出に向けてデジタルエンジニアを養成するとともに、情報関連産業において必要とされる人材の育成を支援します。
- ・ 福祉・介護人材の育成と雇用の拡大を図るために、それらの事業所等において働きながらの資格取得や講座受講等を支援します。
- ・ ものづくり人材の育成や、障害者や離職者などの就職及び再就職に必要な知識・技能の習得のため、研修や職業訓練、就業体験の場の創出等を行います。

④新規学卒者等に対する支援

- ・ 新規高卒者及び大卒者等の就職と、県内事業所の優秀な人材確保を支援するために、企業説明会や合同就職面接会などを開催します。
- ・ みやぎ若年者就職支援センター（みやぎジョブカフェ）を設置し、ハローワークと連携しながら若年求職者等を対象に、キャリアコンサルティングや職業訓練、職業紹介などを行うとともに、県内各地に居住する若年求職者のために、みやぎジョブカフェのスタッフが地域に赴き、就職に向けた支援を行います。また、地域若者サポートステーションにおいて、若年無業者等に対してコミュニケーションなど社会適応への訓練や職場見学などを実施し、経済的・社会的に自立できるよう支援を行います。
- ・ 事業者が必要とするものづくり人材を確保するため、企業の認知度向上や製造

業を志す高校生等の増加及び技術力向上を図り、学生等の県内企業への就職を促進します。

- ・首都圏等に在住する本県出身学生のUターンや県内学生の県内への定着を促すため、県内企業でのインターンシップを産学官で実施します。
- ・ものづくり企業の雇用ミスマッチ解消に向けて、企業・学校・行政をコーディネートする「ものづくり企業コーディネーター」を配置し、情報流通密度の向上や需給（企業・学校）双方情報のグリップ強化を図ることで人手不足解消につなげます。

⑤被災者等に対する支援

- ・被災者や震災により離職・廃業を余儀なくされた方の再就職を支援するために、合同就職面接会等を開催します。
- ・石巻市、塩竈市、気仙沼市に設置した就職支援サポートセンターにおいて、登録制により被災求職者等の状況に応じた就職支援を行います。また、みやぎジョブカフェと連携し、若年求職者や学卒未就職者、在学生等に対する支援を行います。

⑥障害者に対する支援

- ・県内企業と障害者を対象とした合同就職面接会を開催します。
- ・企業への訪問やセミナーの開催等により普及啓発を行うほか、県内企業と支援団体等との調整を行うなど、企業の障害者雇用に向けた支援を行います。
- ・就職及び再就職に必要な知識・技能の習得を希望する障害者に対して、宮城障害者職業能力開発校において職業訓練を行います。
- ・障害者の就労支援を図るため、居宅介護職員研修の受講を支援するとともに、県庁内において軽易な事務作業等の職場実習を実施します。

⑦女性・中高年齢者に対する支援

- ・女性や中高年齢者を雇用してOJTやOFF-JTを通じて人材育成を行う事業者に対する支援を行います。また、事業主都合により離職を余儀なくされた中高年齢者を雇い入れた事業者に対し奨励金を支給します。
- ・子育て女性の就労支援拠点を整備・運営する実施団体に対する支援を実施します。また、ものづくり産業における働きやすさ向上のため、工業団地内における事業所内保育施設等の整備を支援します。

⑧UIJターン等の支援

- ・みやぎ移住サポートセンターを設置し、相談対応やマッチング支援、イベントへの出展など市町村や民間等との連携を図って首都圏等からの移住などを促進します。また、学生のUIJターン就職を支援する「みやぎIUJ（移住）ターン就職支援オフィス」を設置し、首都圏等からのUIJターン就職による企業の人材確保を支援します。
- ・宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点を設置し、県内企業の経営強化に資する「プロフェッショナル人材」の活用を促すとともに、民間人材ビジネス事業者等との連携により、県内企業が首都圏等のプロフェッショナル人材を確保できるよう支援します。特に、民間人材ビジネス事業者を通じて県外に居住するプロフェッショナル人材を採用する際の紹介手数料を助成し、県内中小企業・小規模事業者等への人材還流、UIJターンを促進します。

- ・大都市圏での創業情報提供や創業セミナーの開催，本県における創業に関する相談等への対応を実施し，U I J ターンを推進します。また，市町村の創業担当者によるネットワークを構築し，大都市圏で提供する情報を集約します。

(2) 働き方改革の普及・啓発とワーク・ライフ・バランス

- ・働き方改革に取り組む企業を募集し，時間外労働の縮減や年次有給休暇の取得促進を図るとともに，優良事例の紹介など広く働き方改革の機運醸成を図り，多様で柔軟な働き方が表現できる労働環境の整備を促進します。
- ・事業者への専門家派遣やセミナー開催を通じて，採用から職場定着，さらには非正規社員の正社員化などの処遇改善への支援を行います。
- ・経済団体や関係団体，行政等が連携・協力して，女性が活躍しやすい環境の整備を推進するとともに，事業所等におけるポジティブ・アクションやワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ることにより，両立支援等の充実した職場環境づくりを促進します。

(3) 生産性改善の支援

- ・事業者の経営力強化や人員の適正配置を図るため，（公財）みやぎ産業振興機構等が実施する専門家の派遣等による生産性改善の取組を支援するとともに，生産性向上に資する新たな設備導入を支援します。【再掲】

(4) 外国人材の受入れについて

- ・平成30年12月の「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」の成立・公布により，新たな外国人材受入れ制度が導入されることになったことを受け，平成31年4月に新設される出入国在留管理庁をはじめ，市町村や関係団体等と連携しながら，新たな在留資格が適切に活用されるよう企業への支援を行うとともに，外国人県民が地域で安心して生活できるような環境整備に取り組みます。
- ・「第3期宮城県多文化共生社会推進計画」に基づき，外国人相談センターの設置や災害時通訳ボランティアの整備，日本語講座の実施などに加え，地域住民との交流促進などの取組を行います。

6 産業の集積等

【現状等】

本県の県内総生産の約7割は第三次産業が占めており，富県宮城を実現させるためには，国内外の需用を獲得できる強い競争力のあるものづくり産業の振興を図る必要があります。特に，県内製造業の中核である高度電子機械産業を中心に，近年，集積が進んでいる自動車関連産業において新規参入や取引拡大が一層進むよう，更なる集積の促進が必要です。また，医療・健康機器産業や航空機関連産業など成長が見込まれる分野においても集積促進を図る必要があります。

さらに，仙台市内への設置が決定した次世代放射光施設は最先端の研究開発基盤であり，エレクトロニクスや素材，創薬など様々な研究開発に活用されるため，この新たな本県の強みを活かした研究施設や工場の集積を図る必要があります。

東日本大震災の被害が著しい沿岸部については，中心となる水産加工業をはじめとする地域産業の再生を図る必要があります。

産業集積のためには，インフラの整備や誘致活動，融資制度の充実などによって県

内への立地を積極的に誘引するとともに、立地した企業間の連携の体制を整えることが必要とされます。

【施策の方向性】

自動車関連産業・高度電子機械産業、食品製造業などの誘致を進めるとともに、工業団地への立地や工場等の新增設等に対する支援を行い、県内産業の活性化と雇用機会の創出を図り、中小企業・小規模事業者の活性化を促進します。

また、事業者間連携による新たな技術やサービスの創出を図るとともに、沿岸部については、水産加工業をはじめとする食品産業の振興や観光と連携した取組等を進めます。

【具体的な取組】

(1) 企業立地の推進

- ・ 県内への企業立地促進のため、工場等の新增設を行う事業者に対して奨励金や津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金等を交付するとともに、工業団地等へ立地しようとする企業に対し、用地や建物、機械及び設備の取得に必要な資金を低利で融資します。
- ・ 業績や設備投資が好調で、将来性に加え地域経済への波及効果が高いと見込まれる特定業界にターゲットを絞って、重点的な誘致活動を行います。
- ・ 工業団地開発に積極的に取り組む市町村に対し、工場用地造成事業に係る事業に必要な資金について無利子貸付を行うことにより、新たに工場等を誘致可能な産業用地の造成を促していきます。

(2) 自動車関連・高度電子機械関連産業の集積及び高度化

- ・ 自動車関連産業の県内への集積を一層推進するため、名古屋産業立地センターにおける自動車関連産業の誘致活動を強化していきます。また、自動車関連産業の一層の振興を図るため、地元企業の取引機会拡大や人材育成、技術開発の促進などの総合的な支援を行います。
- ・ 高度電子機械や自動車関連等の分野で企業等との連携協力のもと、研究開発成果の技術移転を行い、地元企業の高付加価値製品の開発や実用化を支援します。
- ・ 仙台市内への設置が決定した次世代放射光施設について、県内企業の利用促進を図るため、産業技術総合センターが企業と同施設との技術的な橋渡しを行えるよう準備を進めるとともに、仙台市や関係機関と連携しながら、企業の理解促進を図ります。

(3) ICTの普及及び情報産業の集積促進

- ・ 様々な分野や場面でのICTの効果的な普及・活用のため、先駆的な知見の活用と県のコーディネート機能の強化に取り組みます。
- ・ 情報産業の集積に取り組むため、技術波及や活性化に繋がる情報通信関連企業に対して奨励金を交付するほか、首都圏において企業立地セミナーを開催することで誘致を図ります。

(4) 沿岸地域産業の持続的発展と再生

- ・ 被災した水産加工関連事業者や冷凍冷蔵施設などの共同利用施設等の復旧・復興を加速化させるとともに、水産関連産業の集積化と同業・異業種間の協業、連携に向けた取組を促進するなどにより水産関連産業の再生を目指します。

- ・企業間、産学官連携による新技術開発や水産技術総合センター水産加工開発チームなどによる新商品開発、商品づくりなどの支援に取り組みます。
- ・各種媒体を活用した広報・PRを実施するほか、展示・商談会への出展支援や販路開拓・マッチング支援等、県内外での消費・需要拡大に向けた取組を実施します。
- ・深刻な人材不足も踏まえ、（公財）みやぎ産業振興機構において、ものづくり産業支援で培ったノウハウを生かした生産現場改善などによる生産性の向上や生産設備の導入、経営改善等の支援に取り組みます。
- ・アジアなどの新興国を中心に、水産加工品の輸出に向けた取組のほか、HACCP認証取得や流通販売網などの輸出環境の整備などを支援します。
- ・沿岸地域のまちづくりの進展に応じた仮設店舗から本設店舗への移行や新たな商店街の整備・発展に向けた支援を実施します。
- ・沿岸地域の企業が取り組んでいるセルロースナノファイバー（CNF）や直交集成板（CLT）、3Dプリンタによる金属積層造形といった新たな技術によるイノベーションを後押しし、新たな産業の芽を育てていきます。
- ・沿岸地域の平成29年における観光客入込数は、未だに震災前の約8割に止まっていることから、宮城オルレなど、地域資源を活用した体験型観光・復興ツーリズムを推進し誘客を図るとともに、経済波及効果が高い観光を切り口とした水産加工関連事業等との連携強化を支援します。

（5）クリーンエネルギー等関連産業の振興

- ・新たな産業集積と地球温暖化対策の両立を図るために、クリーンエネルギー関連産業の集積などを促進します。また、クリーンエネルギーや省エネルギー関連分野の産業振興と関連設備等の製品化を図るために、製品開発等を支援します。
- ・災害対応能力の強化をはじめ、環境負荷の低減や経済波及効果が期待できる水素エネルギーの利活用促進に取り組みます。

（6）産業集積のための環境整備

- ・事業者の技術的課題の解決や技術高度化による産業集積を図るため、産業技術総合センターに高度な機器等を整備し、民間事業者に開放します。【再掲】
- ・物流の円滑化などのために、工業団地や主要道路等に交通安全施設を整備し、交通の安全と円滑を図ります。
- ・産業の活性化を図るため、本県の投資環境を国内外に発信するとともに、これまで構築したネットワーク等を活用して、本県への投資を促進します。【再掲】
- ・ものづくり産業における働きやすさ向上のため、工業団地内における事業所内保育施設等の整備を支援します。【再掲】

7 商業の振興等

【現状等】

県内の商店街においては、大型店舗の郊外立地や生活スタイルの変化等など、まちの重心の移動などによって閉店が相次ぐなど、地域の賑わいやコミュニティを支えてきた商店街の機能が大きく低下し、買い物環境の悪化が問題となっています。コミュニティの再生を図るためにも商店街の低下した機能を回復させる必要があります。

特に、被災した沿岸部では、仮設店舗で営業している事業者や、休業等を余儀なくされている事業者が一定数いる状況であり、商店街再生が重要な課題となっています。

【施策の方向性】

商店街活動計画の策定や商工会、商工会議所への支援などにより、賑わいのあるまちづくりへの取組を促進し商店街を活性化させるとともに、東日本大震災により大きく低下した商業機能を回復させるため、仮設から本格復旧に必要な施設整備等を支援します。また、大規模集客施設の商業系の用途地域等への立地誘導などにより、コンパクトで活力あるまちづくりを側面から支援します。

【具体的な取組】

(1) 商店街の活性化

- ・少子高齢化や震災による環境の変化に直面している地域商店街が、社会問題に対応できる商店街として発展するため、計画の策定や計画に基づき行う事業に対して支援します。
- ・商店街活性化のための指導や研究等の事業に対する支援のほか、移動販売など新たな販売手法に取り組む商店街組織や商業事業者等を支援します。
- ・商工関係団体等と連携したキャッシュレス化等の推進により、国内外消費者の利便性向上と消費額の増加を図るとともに、デジタルデータを分析・活用したマーケティングの高度化等を通じて事業者の生産性向上を支援します。

(2) 被災事業者等の支援

- ・今後も仮設店舗から本施設への移行が見込まれるため、グループ補助金の存続について国に対する要望を継続します。
- ・被災地域での商業機能の回復を図るため、被災事業者等が行う店舗等の施設及び設備の復旧に対して支援します。

(3) 将来を見据えたまちづくり

- ・「宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力のあるまちづくりの推進に関する条例」に基づき、特定大規模集客施設について届出制度の運用などにより立地誘導地域への立地誘導を行うほか、地域貢献活動の実施を促進します。

8 地域資源の活用等

【現状等】

本県には各地域に農林水産物をはじめとした地域資源が豊富に存在しており、さらなる地域資源の活用や農商工連携による新たな商品開発と、販路開拓の取組が求められます。

さらに、仙台空港民営化を契機とした積極的な外国人観光客の誘致を展開することなどにより、東日本大震災で落ち込んだ沿岸部の観光客入込数を回復させることで県経済の活性化を図ることが必要です。また、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会などに向け、これまでの観光キャンペーンへの取組で培ったおもてなしの力を磨き上げることも必要です。

【施策の方向性】

農林水産資源を活用した新製品の開発や販路拡大、農商工連携などの企業間連携を積極的に支援します。また、鉄道会社や航空会社、旅行業者と連携した大型観光キャンペーンの実施、さらには東北観光推進機構並びに北海道や東北各県等との広域連携

により国内外からの観光客の誘致を積極的に推進します。

さらに、案内板の整備など観光客を迎え入れる環境を整えます。

【具体的な取組】

(1) 農林水産資源を活用した中小企業・小規模事業者の振興

- ・地域資源としての農林水産物を活用した創意ある取組を行う事業者等への支援や、農林水産加工品の技術支援や施設整備支援などを行います。また、震災により販路を失った食品製造業者が行う販路開拓事業を総合的に支援します。
- ・外部専門家等のコーディネーター機能を活用した企業間連携による商品開発を支援し、食産業の振興を図るほか、農林漁業者や商工業者が地域資源を活用して行う6次産業化や農商工連携の取組を支援します。
- ・県産食材のブランド化を推進するとともに、地域イメージである「食材王国みやぎ」の全国的な定着を目指します。
- ・みやぎ材利用センターの活動を強化することにより優良みやぎ材の適時・適切な供給体制を確立し、県産木材製品の信頼性を高めるとともに、一般住宅等へのPRを実施し、普及を促進します。
- ・消費者、生産者、事業者及び行政の協働による、食の安心安全の確保に向けた運動を推進するとともに、風評被害払拭などのための総合的なプロモーションを展開します。
- ・今後も本県への観光客入込数については拡大が期待されることから、観光関連産業との相乗効果を得るために、水産物・水産加工品、農産品等の商品開発や消費拡大を支援します。

(2) 観光資源を活用した中小企業・小規模事業者の振興

- ・外国人観光客を誘致するために各種プロモーション事業の実施、東北観光推進機構を中心とした東北各県の連携による誘客促進を行うとともに、看板やWEBサイト、PR動画の多言語化や、公衆無線LANの整備など外国人観光客が安心して旅行できるような環境を整えます。
- ・県内外の消費者や旅行エージェント、報道機関等に対して本県の観光情報や復興状況を伝えるための観光キャンペーン等を実施するとともに、観光PRキャラクター「むすび丸」を活用した誘客活動やおもてなしなどを展開します。
- ・DMO設立支援などにより、地域の特性を活かした新たな観光地域づくりを行うとともに、農林水産業などの関連産業や産学官の連携を図り、地域間・産業間・関係者間の連携を強化します。また、県内の各地域でDMOなどを中心として、県のみならず、市町村・県民・観光事業者・観光関連団体や関連する多くの産業の関係者が連携し、宮城を訪れた多くの観光客が東北を周遊する好循環が生まれるよう取り組みます。
- ・震災による施設及び設備の復旧に要する経費等の支援を行うとともに、沿岸部への交流人口増加のためのモデル事業の支援や情報発信等を行います。また、風評払拭のための情報提供やPR活動などを実施します。
- ・「みやぎ教育旅行等コーディネート支援センター」及び「みやぎ観光復興支援センター」において、県外からの教育旅行、インセンティブツアー及び復興ツーリズム誘致に向けて、旅行会社や学校、会社等に情報を提供するとともに、受け入れ先とのマッチングを行います。

(3) その他資源を活用した中小企業・小規模事業者の振興等

- ・各地域や市町村等が主体的に地域の課題を検討して、農林水産物や伝統的工芸品といった地域資源などの活用を推進する取組や再生可能エネルギーを活用した地域復興に対する支援を行います。
- ・キャッシュレス化の推進により、インバウンドをはじめとした観光客の利便性の向上と観光消費額の増大を図るとともに、デジタルデータを分析・活用したマーケティングの高度化等を支援します。

9 事業承継への支援

【現状等】

2018年版中小企業白書によると、1995年の経営者年齢のピークが47歳であったのに対し、2015年の中小企業の経営者年齢のピークは66歳となっており、経営者年齢の高齢化が進んでいます。一方で、60歳以上の経営者のうち、48.7%が後継者不在とされています。今後10年間で経営者の約半数が70歳（平均引退年齢）を超える状況となり、現状を放置すれば、約半数の事業者が廃業等に追い込まれる恐れがあります。

このような状況にも関わらず、経営者の事業承継への意識はあまり高くなく、支援団体に寄せられる相談数自体がまだ少ない状況にあり、廃業増に伴う雇用・サプライチェーンの喪失、地域産業基盤の脆弱化などの影響が懸念されることや、事業承継の準備には5～10年という期間を要するため、早期に準備に取り組む必要があることなどから、事業承継は喫緊の課題となっています。

【施策の方向性】

宮城県事業承継ネットワークの運営及び宮城県事業引継ぎ支援センターなど国事業との連携を通じて円滑な事業承継を促進します。

また、国からの権限委譲により県が行っている事業承継に係る税制上の支援措置に係る認定等に取り組むとともに、その周知を行います。

【具体的な取組】

(1) 宮城県事業承継ネットワーク等による支援

- ・商工会、商工会議所、金融機関等及び行政など宮城県事業承継ネットワーク構成機関による事業承継診断や普及啓発事業を通じた早期準備を促す取組や国の専門家派遣等を活用した事業承継に向けた各種支援を実施します。

(2) 宮城県事業引継ぎ支援センターと連携した支援

- ・後継者不在の事業者に対しては宮城県事業引継ぎ支援センターと連携し、第三者承継やM&A支援に取り組みます。

(3) 事業承継に係る制度の周知

- ・中小企業・小規模事業者が事業を承継するに当たっての特例制度（事業承継税制）及び新たに追加された個人事業者向けの事業承継税制について、その適用を受けるための認定等を行うとともに、その制度の周知などを図ります。

(4) 第三者による承継のための創業者育成支援

- ・親族や従業員等以外の第三者による承継が円滑に行われるために、創業者の育成

に取り組みます。

10 災害発生後における支援

【現状等】

東日本大震災により、本県の中小企業・小規模事業者は、沿岸部はもとより広く県内において甚大な被害を受けました。各地で復興が進んでいますが、真の復興には本県の産業経済の中核をなす中小企業・小規模事業者が立ち直らなければなりません。このため、被災施設の早期復旧や事業再生のための補助金、金融、各種の相談などの支援を実施するほかに、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う風評被害を払拭することが必要です。

また、東日本大震災以外にも今後起こりうる地震や水害、噴火などの天災や事故などに際しても、中小企業・小規模事業者の負担が軽減され事業を継続することができるよう迅速な対応が求められます。

【施策の方向性】

東日本大震災の対応では、事業再生のための被災企業への融資や補助などを行うほかに、風評被害払拭のための情報発信などを行います。

また、今後災害が発生した場合には、災害の種類や被災状況に応じた相談体制の整備や、融資などのメニューを速やかに検討します。

【具体的な取組】

(1) 東日本大震災からの復興支援

①相談や助言などの体制の整備

- ・被災事業者の計画的復興を支援するため、専門家が巡回指導等により助言を行います。
- ・中小企業の経営再生に向けた対応を行っている産業復興相談センターに対しての支援などを行います。

②金融支援や補助・貸付など

- ・震災により事業活動に支障を来している事業者に対して金融支援を行うとともに、直接被害を受けた事業者に対する利子補給を行います。【再掲】
- ・被災地における創業及び雇用の創出を支援するため、県内で創業する事業者に対してスタートアップ資金を支援します。【再掲】
- ・中小企業者等の二重債務問題に対応するため、既往債務の買取を行う「宮城産業復興機構」に出資します。【再掲】
- ・中小企業・小規模事業者の経営体質の改善と環境変化への対応の促進を図るため、事業協同組合や商店街振興組合が工業団地やショッピングセンターなどを整備する事業に対して、長期低利の資金貸付を行います。【再掲】
- ・震災により甚大な被害を受けた地域で事業再開等を目指す中小企業・小規模事業者に対して、施設・設備の導入資金を支援します。また、被災地の中小企業・小規模事業者等が一体となって進める復旧整備事業への支援などを行います。
- ・震災などにより雇用に大きな被害が生じた地域の雇用創出に寄与する新規立地や増設、被災者を雇用する企業に対して助成を行うことで、投資や雇用の意欲を喚起していきます。

③販路回復や競争力向上のための支援

- ・震災により販路を失った中小企業・小規模事業者の販路回復・拡大のため、各種展示会や商談会などの開催を支援します。【再掲】
- ・海外販路開拓のために、被災中小企業・小規模事業者が行う商談等への支援などを行います。【再掲】
- ・中小企業・小規模事業者による製品の改良や販売戦略に反映させるため、市場ニーズの把握等に向けたマーケティング活動の支援を行うほか、商品力の向上に向けた取組を支援します。また、高度電子機械産業や自動車産業分野での新規参入及び取引機会の拡大のための技術支援などを行います。【再掲】
- ・食品製造業者の販路開拓のため、商品カタログの首都圏バイヤーへの配布、商品提案・納入交渉能力を高めるセミナー開催及び商談会の開催などを行います。【再掲】
- ・被災食品製造業者が行う、商品づくりから商談活動までを支援するとともに、商談会展展に向けて商品訴求力改善のための専門家の派遣などを行います。

④観光の回復や風評払拭

- ・東京電力福島第一原子力発電所の事故による風評の影響の実態を調査するとともに、風評払拭のための観光PRや農林水産物のプロモーション展開など、積極的な情報発信を行います。
- ・震災による施設及び設備の復旧に要する経費等の支援を行うとともに、沿岸部における交流人口増加のためのモデル事業の支援や情報発信等を行います。
- ・県外からの教育旅行、インセンティブツアー及び復興ツーリズム誘致に向けて、旅行会社や学校、会社等に情報を提供するとともに、受け入れ先とのマッチングを行います。

(2) 地震その他の災害の発生後の対応

- ・災害を受けても中小企業・小規模事業者の事業継続が可能となるよう、中小企業・小規模事業者におけるBCM（事業継続マネジメント）の取組を促進したり、防災活動の中心となる防災リーダーを育成します。
- ・災害の種類や被災内容等に応じて、関係する部署に相談窓口を速やかに開設するなどして、被災中小企業・小規模事業者等の緊急の経営課題などに対応します。
- ・災害時における中小企業・小規模事業者の当面の資金繰りの確保や、施設等の復旧に要する資金の確保について支援します。

V 計画の進行管理

1 推進にあたっての関係機関との連携

中小企業・小規模事業者の振興に当たっては、中小企業・小規模企業支援団体との緊密な連携のもと、国や市町村、金融機関等などとも協力しながら基本計画の着実な推進を図っていきます。

2 施策の展開のための情報発信

中小企業・小規模事業者が県の施策を容易に知ることができ、必要とする方に対して施策が確実に届くように、県が行う説明会や頒布物・ウェブサイトなどによる施策の広報については、より分かりやすいものとなるよう心がけます。

3 実施状況の公表と基本計画の見直し

(1) 基本計画の公表

条例第23条に基づき、策定した基本計画をウェブサイト上などで公表します。

(2) 施策の実施状況の検証と公表

施策の実施状況は、毎年度、中小企業・小規模企業支援団体や金融機関などの意見を聴いた上で検証を行い、その内容を公表します。

なお、意見聴取に当たっては、商工会連合会などの中央組織はもとより、各地域の支援団体などからも意見を聴くこととします。

(3) 基本計画の見直し

基本計画の最終年度である平成33年度には、社会情勢の変化や毎年度聴取した中小企業・小規模事業者支援団体などからの意見の蓄積を踏まえた新しい基本計画を策定します。

なお、計画期間中であっても、急激な社会情勢の変化などがあった場合には、適宜基本計画の内容を見直すこととします。

(参考)

中小企業・小規模企業の振興に関する条例

本県の中小企業・小規模企業は、本県経済の発展に寄与し、雇用の場を創出するなど、本県産業活力の源泉であるとともに、地域のまちづくりや文化の形成を促進するなど、地域社会を支え、県民生活の向上に大きく貢献している重要な存在である。

しかしながら、少子高齢化と人口減少、経済社会生活圏の広域化、経済活動の国際化等の急速な進行により、中小企業・小規模企業は、日に日に激化する企業間競争に直面している。さらに、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)の発生により、本県の中小企業・小規模企業は、かつて経験したことのない厳しい経営環境に直面することとなった。

このような中で、中小企業・小規模企業が多様で活力ある成長発展を続けていくためには、中小企業・小規模企業自身が経営の改善及び向上を積極的に図るよう努めるとともに、地域社会全体として、中小企業・小規模企業が地域社会の発展のために不可欠であることを強く認識し、支援することが必要である。特に、経営資源の確保がより困難である小規模企業者については、事業の持続的発展が図られるよう支援することが必要である。

こうした状況に鑑み、中小企業・小規模企業の振興を県政の最重要課題の一つとして位置付け、中小企業・小規模企業を支援する施策の総合的な推進を図るため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興について基本理念を定めるとともに、県の責務等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業に関する施策を総合的に推進し、もって、本県経済の発展及び雇用の場の創出を図り、県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「中小企業・小規模企業」とは、中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項に規定する中小企業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

- 2 この条例において「小規模企業者」とは、中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- 3 この条例において「中小企業・小規模企業支援団体」とは、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の中小企業・小規模企業の支援を行う団体であって、県内に事務所を有するものをいう。
- 4 この条例において「金融機関等」とは、銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者及び信用保証協会をいう。
- 5 この条例において「教育機関等」とは、大学、高等専門学校その他の教育機関、大学共同利用機関その他の研究機関及び公共職業能力開発施設をいう。
- 6 この条例において「大企業者」とは、中小企業・小規模企業以外の会社をいう。
- 7 この条例において「産学官金の連携」とは、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業支援団体、教育機関等、国及び地方公共団体並びに金融機関等が相互に連携することをいう。

(基本理念)

第三条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業の創意工夫及び自主的な取組を支援することを基本として推進されなければならない。

- 2 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が本県経済の発展に寄与し、雇用の場を創出するなど、県民生活の向上に大きく貢献する重要な存在であるということ踏まえ推進されなければならない。
- 3 中小企業・小規模企業の振興は、多様な人材、豊かな自然、高い技術力その他の地域資源の持続的かつ積極的な活用を図ることにより推進されなければならない。
- 4 中小企業・小規模企業の振興は、産学官金の連携を基本とし、中小企業・小規模企業に関係するものが相互に連携することにより推進されなければならない。
- 5 中小企業・小規模企業の振興は、特に経営資源の確保が困難である小規模企業者に配慮して推進されなければならない。
- 6 東日本大震災からの中小企業・小規模企業の復興及び災害が発生した場合における中小企業・小規模企業の復旧・復興は、県民及び中小企業・小規模企業に関係する全てものが相互に連携し、協調することにより推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(中小企業・小規模企業の取組)

第五条 中小企業・小規模企業は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業支援団体の役割)

第六条 中小企業・小規模企業支援団体は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の実態を把握し、経営の改善及び向上に対して積極的に支援するよう努めるとともに、県等(国、県及び市町村をいう。以下同じ。)が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第七条 金融機関等は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の資金需要に対して適切に対応すること等により、中小企業・小規模企業の経営の改善及び向上に配慮するよう努めるとともに、県等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第八条 教育機関等は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業が行う研究開発、技術の向上及び人材の育成に対する協力その他の必要な協力を行うよう努めるとともに、県等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第九条 大企業者は、基本理念にのっとり、地域の活性化に資するよう努めるとともに、県等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の協力)

第十条 県民は、中小企業・小規模企業の振興が県民生活の向上に寄与することを踏まえ、県等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(経営の革新等)

第十一条 県は、中小企業・小規模企業の経営の革新、経営基盤の強化、創業及び新たな事業の創出を促進するため、相談及び支援の体制の整備、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国内外における販路の開拓等及び受注機会の確保)

第十二条 県は、中小企業・小規模企業の国内外における販路の開拓及び取引拡大の支援のため、取引機会の提供、相談及び支援の体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、工事の発注並びに物品及び役務の調達を行う場合には、中小企業・小規模企業の受注機会の確保に努めるものとする。

(産学官金の連携等による技術及び新商品の開発等の促進)

第十三条 県は、中小企業・小規模企業の技術及び新商品の開発等の促進を図るため、産学官金の連携の促進、企業間の連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(資金の供給の円滑化)

第十四条 県は、中小企業・小規模企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、中小企業・小規模企業を対象とする融資制度の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保並びに雇用環境の整備の促進)

第十五条 県は、中小企業・小規模企業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図るため、勤労観・職業観の醸成、就業に対する意識の啓発、職業能力開発の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和をいう。)等に配慮した中小企業・小規模企業の雇用環境の整備の促進を図るため、情報の提供、経営管理者への啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(産業の集積等)

第十六条 県は、地域特性に応じた産業の集積等により中小企業・小規模企業の振興を図るため、県内への企業の立地の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(商業の振興等)

第十七条 県は、商業の振興等により中小企業・小規模企業の振興を図るため、商店街の活性化、まちづくりの推進を図る活動の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域資源の活用等)

第十八条 県は、多様な地域資源の活用等により中小企業・小規模企業の振興を図るため、農商工等連携(中小企業・小規模企業と農林漁業者との連携をいう。)による事業活動の促進、技術の継承の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(事業承継への支援)

第十九条 県は、中小企業・小規模企業が円滑に事業の承継を行うことができるよう、後継者の育成の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(災害発生後における支援)

第二十条 県は、中小企業・小規模企業が東日本大震災からの復興を図ることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、地震その他の災害の発生後においても、中小企業・小規模企業が速やかに復旧・復興を図り、事業を継続することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(小規模企業者への配慮)

第二十一条 県は、第十一条から前条までに掲げる施策を講ずるに当たっては特に小規模企業者に配慮し、小規模企業者の事業の持続的発展を図るため、経営に関する支援体制の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市町村への支援)

第二十二条 県は、市町村が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策について、必要に応じ、情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

(計画の策定)

第二十三条 知事は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な計画を定め、公表するものとする。

- 2 知事は、前項の計画に基づく施策の実施に当たっては、あらかじめ、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業支援団体、市町村等の意見を聴き、施策に反映するよう努めるものとする。

(施策の実施状況の検証)

第二十四条 知事は、毎年度、前条の計画に基づく施策の実施状況を検証し、公表するものとする。

- 2 知事は、前項の検証に当たっては、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業支援団体、市町村等の意見を聴くものとする。

(財政上の措置)

第二十五条 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画の主な指標の現況値

	目標指標等	当初	現況値	目標
1	製造品出荷額等(食料品製造業を除く)	29,502 億円 (H19 年)	35,303 億円 (H28 年)	37,199 億円 (H32 年)
2	製造品出荷額等(高度電子機械産業分)	11,868 億円 (H19 年)	11,644 億円 (H28 年)	11,164 億円 (H32 年)
3	製造品出荷額等(自動車産業分)	1,672 億円 (H19 年)	4,155 億円 (H28 年)	4,346 億円 (H32 年)
4	企業立地件数(累計)	32 件 (H20 年)	271 件 (H28 年)	400 件 (H32 年)
5	企業集積等による雇用機会の創出数(累計)	0 人 (H20 年度)	11,465 人 (H28 年度)	15,000 人 (H32 年度)
6	産業技術総合センターによる技術改善支援件数(累計)	443 件 (H20 年度)	5,645 件 (H28 年度)	8,005 件 (H32 年度)
7	産学官連携数(累計)	674 件 (H20 年度)	4,667 件 (H28 年度)	6,390 件 (H32 年度)
8	知的財産の支援(特許流通成約)件数(累計)	160 件 (H20 年度)	239 件 (H28 年度)	261 件 (H32 年度)
9	製造品出荷額等(食料品製造業)	6,014 億円 (H19 年度)	4,944 億円 (H26 年度)	6,138 億円 (H32 年度)
10	1 事業所当たり粗付加価値額(食料品製造業)	22,535 万円 (H19 年度)	25,798 万円 (H26 年度)	30,200 万円 (H32 年度)
11	企業立地件数(食品関連産業等)(累計)	3 件 (H20 年度)	122 件 (H28 年度)	163 件 (H32 年度)
12	サービス業の付加価値額	22,129 億円 (H18 年度)	23,114 億円 (H26 年度)	25,273 億円 (H32 年度)
13	情報関連産業売上高	2,262 億円 (H19 年度)	2,253 億円 (H26 年度)	3,020 億円 (H32 年度)
14	企業立地件数(開発系 IT 企業(ソフトウェア開発企業))	0 社 (H20 年度)	6 社 (H28 年度)	15 社 (H32 年度)
15	観光客入込数	5,679 万人 (H20 年)	6,066 万人 (H27 年)	7,000 万人 (H32 年)
16	観光消費額	3,283 億円 (H22 年)	3,017 億円 (H27 年)	4,000 億円 (H32 年)
17	外国人観光客宿泊者数	15.1 万人 (H20 年)	17.5 万人 (H28 年)	50 万人 (H32 年)
18	水産加工品出荷額	2,817 億円 (H19 年)	2,238 億円 (H27 年)	2,582 億円 (H32 年)
19	宮城県の貿易額(県内港湾・空港の輸出入額)	11,050 億円 (H20 年)	8,681 億円 (H28 年)	11,200 億円 (H32 年)
20	県の事業をきっかけとした海外企業等との年間成約件数	27 件 (H20 年度)	5 件 (H28 年度)	16 件 (H32 年度)
21	企業誘致件数(進出外資系企業数)(累計)	5 社 (H20 年度)	16 社 (H28 年度)	22 社 (H32 年度)
22	県が関与する高度人材養成事業の受講者数(累計)	399 人 (H21 年度)	1,157 人 (H28 年度)	1,511 人 (H32 年度)
23	基幹産業関連公共職業訓練の修了者数(累計)	0 人 (H21 年度)	1,120 人 (H28 年度)	1,702 人 (H32 年度)
24	県立高等学校生徒のインターンシップ実施校率	53.7% (H23 年度)	64.1% (H28 年度)	80.0% (H32 年度)
25	創業や経営革新の支援件数(累計)	119 件 (H20 年度)	1,690 件 (H28 年度)	2,320 件 (H32 年度)
26	仙台空港乗降客数	2,947 千人 (H20 年度)	3,163 千人 (H28 年度)	4,100 千人 (H32 年度)
27	仙台空港国際線乗降客数	260 千人 (H20 年度)	225 千人 (H28 年度)	480 千人 (H32 年度)
28	正規雇用者数	592,100 人 (H24 年度)	634,200 人 (H28 年度)	600,000 人 (H32 年度)
29	高年齢者雇用率	8.0% (H21 年度)	12.1% (H28 年度)	14.4% (H32 年度)
30	新規高卒者の就職内定率	94.3% (H20 年度)	99.5% (H28 年度)	100.0% (H32 年度)
31	ジョブカフェ利用者(併設の仙台学生職業センターを含む)の就職者数	2,323 人 (H20 年度)	5,010 人 (H28 年度)	4,500 人 (H32 年度)
32	障害者雇用率	1.57% (H21 年度)	1.88% (H28 年度)	2.20% (H32 年度)
33	商店街再生加速化計画策定数(累計)	0 件 (H24 年度)	8 件 (H28 年度)	16 件 (H32 年度)
34	仮設店舗から本設店舗への事業者移行率	0% (H24 年度)	22.2% (H27 年度)	100% (H31 年度)

「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律 【小規模支援法】」の概要

1. 背景

- (1) 人口減少等の我が国経済社会の構造的変化により地域の活力が減退し、地域経済を支える小規模事業者は需要の低下、売上の減少に直面。
- (2) 小規模事業者がその地域で経営を持続的に行うためのビジネスモデルの再構築を全面的にサポートする体制を整備することが喫緊の課題。

2. 法案の概要

- (1) これまで小規模事業者の記帳や税務の指導を行ってきた商工会・商工会議所が、地域の小規模事業者の課題を自らの課題として捉え、小規模事業者による事業計画の策定を支援し、その着実なフォローアップを行う「伴走型」の支援を行う体制を、中小機構の知見も活用しながら整備。
- (2) 小規模事業者の活性化と地域の活力向上は表裏一体。市区町村や地域の金融機関、他の公的機関、大企業・中規模企業等との連携の強化、地域産品の展示会の開催等、地域活性化にもつながる面的な支援を通じ、小規模事業者の活動を徹底的に支援。
- (3) 以上の取組を通じ、地域ぐるみで小規模事業者を支援する体制を全国各地に構築。

3. 措置事項の概要

(1) 伴走型の事業計画策定・実施支援のための体制整備

一 需要開拓や経営承継等の小規模事業者の課題に対し、事業計画の策定や着実な実施等を事業者に寄り添って支援する体制や能力を整えた商工会・商工会議所の支援計画（「経営発達支援計画」）を国が認定・公表【第5条】。

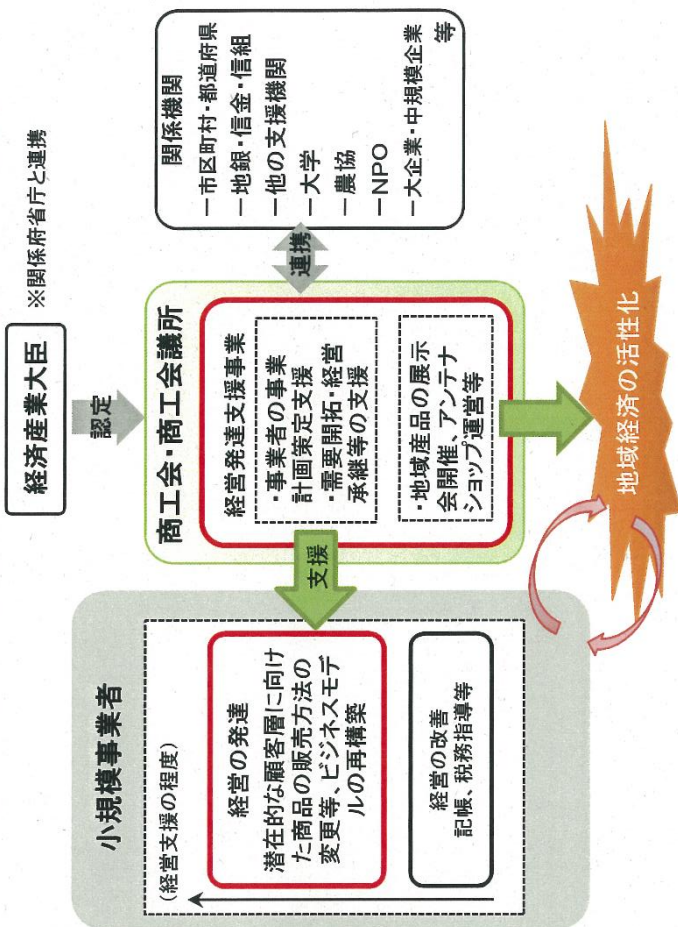
(2) 商工会・商工会議所を中核とした連携の促進

一 計画認定を受けた商工会・商工会議所は、市区町村や地域の金融機関、他の公的機関等と連携し、地域の小規模事業者を支援【第5条第3項】。連携主体が一般社団法人・一般財団法人（地域振興公社など）またはNPOの場合は、中小企業者とみなして中小企業信用保険法を適用する【第20条】。

(3) 中小機構の業務追加

一 計画認定を受けた商工会・商工会議所に対して、中小機構が、先進事例や高度な経営支援のノウハウの情報提供等を実施【第21条】。

【地域ぐるみで小規模事業者を面的に支援する体制の構築】



宮城県経済商工観光部 中小企業支援室

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話：022-211-2745

ファクス：022-211-2749

電子メール：chukisip@pref.miyagi.lg.jp

URL：<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/>